

第二臨調・「行政改革」と国家財政(5)

—一九八七年度税制改正を中心に—

小林 晃

事実上、売上税導入の是非をめぐる国民(住民)投票という性格をもった統一地方選(一九八七・四・十二、一六)は、周知のとおり、その導入を目論んだ政府与党の大敗で終わった。

今次選挙の最大の焦点と目された福岡県における社共統一候補の当選のみならず、都道府県議選挙でも、自民党が大幅に減退し、売上税導入反対の社共はじめ野党が大きく躍進した。改選定数二、六七〇議席のうち、自民党の議席は一、三八二で前回比一〇五のマイナスとなり、四四都道府県のうち三一道府県で議席を減らした。この結果、自民党の議席率は五一・七%と一九五五年の保守合同以来、最低の水準に落ち込んだ。これにたいして社会党は七一議席増の四四三議席で、三三道府県で議席を増やし、また共産党も三三議席増の一一八議席となり、両党とも自民党と対照的に史上最高の議席数を獲得した。

統一地方選挙における自民党の大敗北は、選挙投票直前の各商業新聞による世論調査からもある程度予想できる結果であった。たとえば、「朝日」(三・一四)によれば、「売上税導入は公約違反」とみるものが七四%、「売上税反対」が八二%、また「防衛費GNP一%枠撤廃反対」も六一%に達していたからである。

こうした選挙結果は、普通なら内閣総辞職に十分値するといつてよいが、それでもなお政府与党は、四月一五日衆院予算委における予算案の強行採択、本会議上程を強行した。しかし売上税にたいする国民多数の強い拒絶反応に抗しきれず、一定の経過の後、四月二三日、衆院議長^(注)の調停により売上税法案は事実上の廃案とすることを余儀なくされた。これによって、(一)税制改革関連法案は議長預りとする、(二)その取り扱いについては、国会に各党が参加する協議機関を設置し、その結論をまっして処理することとなった。

(注) 議長調停の内容は以下のとおりである。

売上税関連法案の取り扱いについては現在の段階で各党の意見が一致していないので議長がこれを預かる。

しかし、

一、税制改革問題は、今後の高齢化社会に対応する等、将来のわが国の財政需要を展望する時、現在における最重要課題の一つであることは、言をまたない。従つて直間比率の見直し等今後できるだけ早期にこれを実現できるよう各党協調し、最大限の努力をはらうこと。

二、このため六十二年度予算の本院通過をまっして直ちに、本院に税制改革に関する協議機関を設置し税制改正について検討を行うこと。なお、その組織運営については各党において速やかに協議すること。

三、売上税関連法案の取り扱いについては協議機関の結論をまっして処理する。今国会中に結論が得られない場合においては、その取り扱い各党の合意に基づいて措置するよう一層の努力をすること。

さらにその後、五月一二日、自民党と四野党の国対委員長会談で以下の四点の合意がなり、その結果、売上税法案の今通常国会における廃案が確定した。(一)今国会の会期は延長しない、(二)売上税ほか税制関連法案はひとまず廃案と

る、(三)関連法案は次の臨時国会(七月見込み)に再提出しない、(四)先の調停にもとづく税制改革に関する与野党協議機関は今国会会期内(五・二七)発足を前提に話し合う、こととなった。そして五月二五日、数度にわたる会談決裂の後、「多数決によって決しない」という合意成立によって与野党協議機関が発足した。(但し、共産党は、先の衆院議長調停案を拒否したことを理由に除外された)。

なお、今八七年度予算案も、税制改正の細目をペンディングにした異常な形のまま、五月二〇日に異例に遅れて原案どおり成立した。ただ、一九七六年以来これまで約一〇年、表面上一応は守られてきた政府公約としての防衛費の対GNP比一%枠突破(一・〇〇四%)を許容するという重大問題を今後に残す結果となった。「総額決定」方式という新基準(八七・一・二四閣議決定)に代ることによって、防衛費増額の数量的限界(歯止め)が今後事実上なくなることを意味するからである。「戦後政治の総決算」としての「行革」推進の下で、平和憲法に逆行する軍拡が新たな本格的段階を迎えようとしているといわなければならない。

(注) 閣議決定の全文

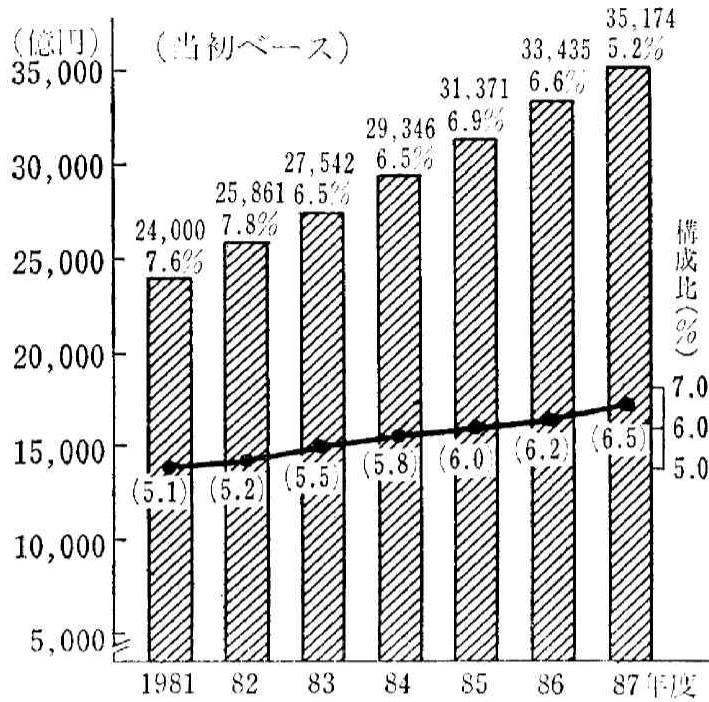
一、わが国は平和憲法のもと、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とならないとの基本理念に従い、日米安保体制を堅持するとともに、文民統制を確保し、非核三原則を守りつつ節度ある防衛力を自主的に整備してきたところであるが、かかるわが国の方針は、今後とも引き続き堅持する。

二、「中期防衛力整備計画」(六十年九月十八日閣議決定)は、上記の基本方針のもとに策定されたものであり、この期間中の各年度の防衛関係経費については、同計画に定める所要経費の枠内でこれを決定するものとする。なお、同計画を三年後に作成し直すことについてはこれを行わないものとする。

三、「中期防衛力整備計画」終了後の昭和六十六年度以降の防衛関係経費のあり方については、同計画終了までに、改めて国際情勢及び経済財政事情等を勘案し、前記の平和国家としてのわが国の基本方針のもとで決定を行うこととする。

四、今回の決定は、「当面の防衛力整備について」(昭和五十一年十一月五日閣議決定)に代わるものとするが、同閣議決定

第 1 図 防衛費の推移(伸び率：%)



の節度ある防衛力の整備を行うという精神は、引き続きこれを尊重するものとする。

第 1 表 「行革」 予算下の主要経費の推移

区 分	87年度 概算額 (億円)	対前年比 (%)	指 数 (1981=100)	構成比
社会保障関係費	100,896	2.6	113.8	18.6
文教関係費	48,497	0.1	100.7	9.0
国債費	113,335	0.1	170.3	20.9
恩給費	18,956	2.5	105.1	3.5
地方交付税	101,841	△0.0	116.8	18.8
防衛関係費	35,174	5.2	144.8	6.5
公共事業費	60,824	△2.3	86.9	11.2
経済協力費	6,492	4.2	152.7	1.2
中小企業対策費	1,973	△3.8	79.5	0.4
エネルギー対策費	4,952	△21.4	99.8	0.9
食糧管理費	5,406	△9.3	53.3	1.0
予備費ほか	42,663	△4.1	91.8	7.9
合 計	541,010	0.02	114.8	100.0

税制改正に関する今後の事態の推移を確実に予想することは困難だが——最終的には総資本対総労働の力関係によって結着する問題であるから——、売上税導入の財政的、経済的背景、すなわち長期深刻な財政危機の進行(第三表参照)下において巨額に累積した国債発行残高の早期償還、長期化が予想される円高不況と貿易摩擦に対処するための大軍拡と大型プロジェクト推進など大規模な「内需拡大」の必要性、くわえて独占資本に本来的な一般的課税原則(必要財源は原則として大衆課税で調達する)を考えれば、政府・資本の側が、なんらかの形で早期に大型間接税の導入を目

論むことは必至といつてよい。

(注) 今年度発足した新行革審内部で、「積極財政」への転換のために、従来の「昭和六十五年度に赤字国債依存を脱却する」という財政再建目標を大幅に先送りし、その際国債の累積残高をGNPの一定比率以内に抑えるという新しい目標に置き換える見解が有力になりつつある、と報じられている(朝日、四・一九、五・一〇)。

そして六月二二日、新行革審は、再建目標を「早期達成」にとどめ、また「増税なき財政再建」路線についても、「経済環境によって再建テンポに緩急を生ずるのは当然」として、再建計画の修正と増税(直間比率の見直し他)もやむを得ない、とする報告書をまとめた。

そして実際、売上税の事実上の廃案を決めた四月二二日の「衆院議長調停案」の第一項には、「税制改革問題は、今後の高齢化社会に対応する等、将来のわが国の財政需要を展望する時、現在における最重要課題の一つであることは、言をまたない。従って直間比率の見直し等、今後できるだけ早い時期にこれを実現できるように各党協調し、最大限の努力をはらうこと」と明記されている。つまり、「高齢化社会に対応する」という理由の下に、すなわち「福祉目的」という名の下に、「直間比率の見直し」すなわち直接税の比率を減らして間接税の比率を増やすよう、「最大限の努力をはらう」とい、「できるだけ早い時期にこれ(大型間接税)を実現」しようという意図と含みが明白である。

そこで以下、大型間接税導入の可否をめぐる今後の議論の推移のなかで予想されるいくつかの論争点ないし問題点について簡単にふれておこう。

第一は、いわゆる「直間比率」の問題である。政府与党の側は言うをまたないが、野党勢力の内部でも、「所得税減税の先行実施」「高齢社会への対応」等々をその前提ないし条件としつつ、「直間比率」の「是正」という表現の下に、大型間接税を事実上、容認する言動が拡がる可能性である。事実すでに、たとえば公明、民社(五・二二、二三)のNHK党首インタビューならびに民社大内書記長の記者会見)、さらには全民労協、同盟、自動車総連などの八七年度運動

第2表 国税構成の国際比較

区分	直接税	間接税等	(付加価値税)	(その他)	合計
日本	73.8	26.2	—	26.2	100.0
アメリカ	88.3	11.7	—	11.7	100.0
イギリス	56.7	43.3	20.6	22.7	100.0
西ドイツ	50.5	49.5	30.9	18.6	100.0
フランス	40.6	59.4	44.5	14.9	100.0
イタリア	56.9	43.1	22.3	20.8	100.0

※ 大蔵省『財政金融統計月報』1985.5号

(注) 日本は1986年度当初, 外国は84年度決算または見込。

るに、ただそれだけのことである。

あえていえば、租税体系としては、むしろ直接税中心の体系がヨリ民主主義的性格をもつという方が正当である。

というのは、例えば直接税の代表格をなす所得税は、間接税に比べて国民がその負担を実感しやすく、その限りで一国の財政ひいては政治のあり方に関心をヨリ高めやすく、しかも所得税が高額所得にたいして累進課税の度を高めれば高めるほど、租税負担の公平がヨリ強く実現されるからである。こうした意味で、「直間比率」の「是正」(現在のわが国でいえば、実質的には間接税を増やす意)そのものが必要だとする主張は、なんら科学的根拠がないだけでなく、

方針案等々にみられるとおりである。

こうした「直間比率」の「是正」を主張する際にしばしば引合に出されるのが、諸外国における「直間比率」の例である。第二表にみられるとおり、わが国のそれが七三・八対二六・二、アメリカ八八・三対一一・七、付加価値税の導入が加盟の一条件となっているECでは、イギリス五六・七対四三・三、西ドイツ五〇・五対四九・五、フランス四〇・六対五九・四、イタリア五六・九対四三・一等々となっている。だが、この租税体系の一特徴を表現する「直間比率」に、何か「適正」で「科学的」で「客観的」な基準ないし比率が存在するのごとくしばしば主張されがちだが、実際にはそのようなものは何もない。「適正」な「労働分配率」が存在するがごとき主張と少しく相似ている。「直間比率」なるものは、各国それぞれの歴史的事情ないし経過と、各国における労資の力関係の一反映あるいは一結果にすぎない。要す

客観的には、不公平課税を一段と拡大する大衆増税としての大型間接税導入に加担する言動といわなければならない。

第二は、売上税が年金、医療費など社会保障支出にその用途を限定した「福祉目的税」と変装して再登場して来る可能性である。すでにみた議長調停案も税制改革の理由として「高齢化社会に対応する財政需要」を賄うことを前面に強調しているが、自民党・安倍総務会長が売上税にかかわる間接税のあり方として「場合によっては、福祉関係の支出に目的を限った福祉目的税であってもかまわない。」(五・六講演)という発言が象徴的である。

この場合に明確にすべき決定的な問題は、その目的税をいったい誰が負担するのか、ということである。これが間接税で賄われるなら、実質は軍拡目的の売上税導入と事態は少しも変わらない。かりに間接税二兆円とすれば、その金額分を、これまで社会保障に充当していた租税からカットして軍事費にまわす、言いかえれば新たな二兆円の間接税(大衆課税)で軍拡に充当するのと実質はまったく変りないからである。したがって、「福祉目的」税は新たな福祉行政の拡充にまったく結びつかないのである。かつて第一次大戦を目前にして、第二インタの社民党が、「祖国防衛」という支出「目的」のために、侵略戦争のための赤字国債(形を変えた大衆増税)を支持したのと事実上同然である。したがって、福祉拡大を真に「目的」として課税するのであれば、課税対象を独占資本の高額所得・資産に明確に限定した課税を要求すべきである。同時にこれは不公平税制の是正にもなる。

第三は、後述するサラリーマン等の所得減税の「先行実施」等とひきかえに、大型間接税の事実上の導入を容認するような結着がはかられる可能性である。それでは減税効果は無に帰することはいうまでもない。サラリーマン減税をはじめ勤労大衆の減税を要求することは当然かつ必要なことであるが、そのために必要な財源は、あくまでも不公平税制の是正に求むべきである。ただし、不公平税制といっても、いわゆる九・六・四(第十一図参照)はサラリーマン、

農民、自営業者という基本的には同じ勤労大衆間の不公平であつて、その意味では第二義的問題であること(もちろん、これも是正すべきだが)、第一義的で最大の不公平課税(第二〇表参照)は、独占資本と勤労大衆間のそれであることを、明確にしなければならない。公平かつ民主主義的であることが課税原則でなければならないからである。

二

一九八七年度「行革」予算の総体としての特徴を象徴するのは、二重の政府公約違反といつてよい大型間接税(売上税)の導入と防衛費のGNP一%枠突破の問題である。

八二年度以降、「戦後政治の総決算」としての「行財政改革」の推進、そしてその税制版たる「戦後税制の総決算」として、戦後税制の枠組みをつくったシャープ勧告(一九四九、五〇年)実施以来三六年ぶりといつてよい税制大改革(悪)が、いま一九八七年度、中曽根内閣の下で実施に移されようとしている。もっともこの間、シャープ勧告で全額課税となったキャピタルゲイン(株式、公社債譲渡所得)が一九五三年度の所得税法改正で非課税とされたことに代表されるように、戦後GHQ下の一連の非軍事化・民主化政策にたいする「逆コース」の進行は、税財政面においても例外ではなかった。この意味では、今年度予定されている税制の大改革は、これまでの済し崩し「逆コース」のいわば一集大成を意味し、したがって文字どおり「戦後税制の総決算」という性格と内容をもっているといつてよい。

しかもそれは、わが国にのみ特殊な事態ではなく、スタグフレーションと長期深刻な財政危機という国際的に共通する社会経済情勢と背景のもとで、アメリカはじめ先進資本主義諸国に基本的に共通な内容と方向において実施されようとしている点も注目に値するところである。^(注)

(注) 青木寅男「アメリカ税制改革の意味」(『経済セミナー』、一九八六・十一月号、八田斎「アメリカ税制改革の概要」『税経

第3表 進行止めぬ財政危機

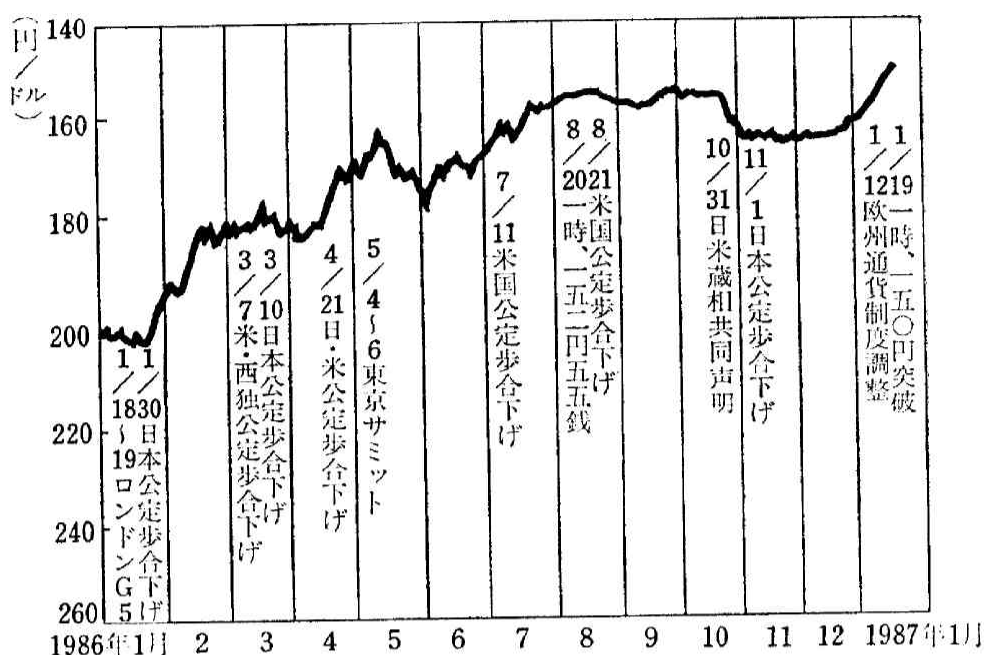
区分 年度	国債発行額 (当初) (公債依存 度：%)	国債残高		国債残高	国債費(当初)		国債費
			伸率	GNP		うち利払費	一般会計
	億円	億円	%	%	億円	億円	%
1975	20,000 (9.4)	149,731	55.0	9.9	10,394	7,335	4.9
1976	72,750 (29.9)	220,776	47.4	13.0	16,647	13,289	6.9
1977	84,800 (29.7)	319,024	44.5	16.9	23,487	19,316	8.2
1978	109,850 (32.0)	426,158	33.6	20.6	32,227	26,280	9.4
1979	152,700 (39.6)	562,513	32.0	25.3	40,784	33,398	10.6
1980	142,700 (33.5)	705,098	25.3	29.3	53,104	44,173	12.5
1981	122,700 (26.2)	822,734	16.7	32.3	66,542	55,653	14.2
1982	104,400 (21.0)	964,822	17.3	36.1	78,299	64,650	15.8
1983	133,450 (26.5)	1,096,947	13.7	39.4	81,925	79,050	16.3
1984	126,800 (25.0)	1,216,936	10.9	40.1	91,551	88,657	18.1
1985	116,800 (22.2)	1,346,000	10.6	42.0	102,241	98,785	19.5
1986	109,460 (20.2)	1,432,000	6.4	42.5	113,195	106,048	20.9

通信』八六・十一月号)、長岡実、首藤堯『財政と税制の課題』、日本法制学会。

今年度の税制改正の特徴点を端的に要約すれば、第一に、「税制の公正・簡素化」「内需拡大」「民間活力の維持・増大」「国際協調」等々の名のもとで、独占資本(法人、個人を含む)にたいしては戦後かつてなく露骨で大幅な減税、対するに勤労階級には戦後かつてない大幅な増税がうちだされていることである。これによって、不公平税制が格段に拡大することはいうまでもない。

第二に、今年度を新たなスタートとして、他方における生活・福祉・教育・小零細企業(農漁業を含む)ならびに人件費(要員、賃金)等々の徹底した削減ないし抑制とあわせつつ、従来の「行

第2図 円相場の動き (東京市場の終値)



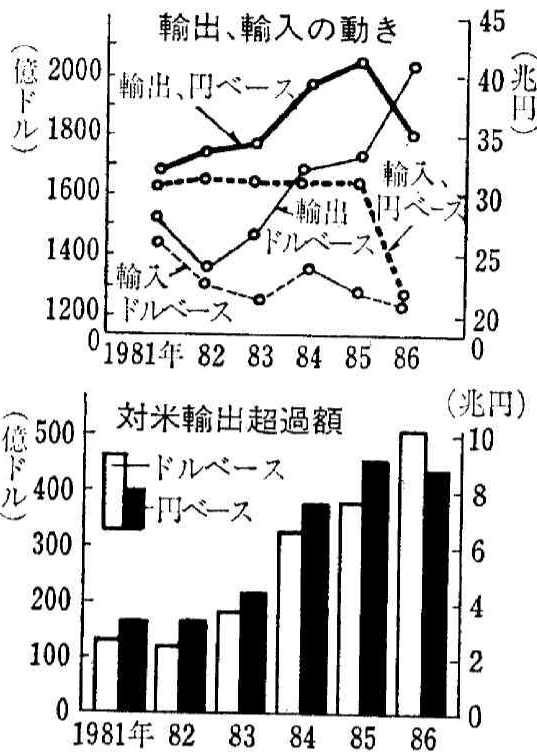
は、先端技術部門を中心とする日本独占資本が、徹底した「減量合理化」による低コストと強い国際経済競争力をもとに、対米を筆頭に集中豪雨のごとく輸出を激増させてきたことにあり——為替差益を求めるマネーゲームは、その増幅要因——、そしてそれが為替相場（円とドルの交換比率）へ必然的に反映した結果である。資本主義に固有の生産

「革」下の「増税なき財政再建」路線——もともと実際には既稿で述べているとおり、大衆増税は着実に進行していたのだが——から、本格的な大衆増税による「財政再建」路線に向って正面切って踏みだしたことである。これによって、資本主義の一般的危機の現代的な一大象徴といつてよい、ケインズ政策の国際的規模における破綻にもとづく長期・深刻な財政危機（第三表参照）克服策の階級の本質が何人の目にも露わとなったことである。

特徴の第三は、前稿で予測したとおり、急激な円高・ドル安の進行（第二図）とそれを契機とする円高不況の「克服」、ならびに「貿易摩擦解消」「国際協調」を目指すという「内需拡大」の内実が、他方における軍拡、大型プロジェクト中心の公共事業推進等とあわせて、独占資本の法人・個人所得という「内需」の拡大（大幅な減税）にあることが、これまた何人の目にも露わになったことである。

いうまでもなく、急激な円高・ドル安の規定的要因をなすもの

第3図 1986年の貿易動向



第4表 日米の輸出額の動向

〔単位百万ドル、両
国政府調べ。86年
は通産省試算〕

年	日 本	米 国
1980	129,807	220,783
81	152,030	233,739
82	138,831	212,275
83	146,927	200,538
84	170,114	217,888
85	175,638	213,146
86	210,000	210,000

の無政府性と際限なき独占利潤追求の一産物にはかならない。

一九八七年一月十六日の大蔵省発表(通関ベース、速報)によると、一九八六年一年間の輸出総額(自動車、一般機械、電気機械、金属加工機械が中心)は前年比一九・一%増の約二千九十二億ドル、他方輸入総額は同二・三%減の約千二百六十五億ドルで、差し引き輸出超過額は過去最高の約八百二十七億ドルにも達した。なかでも、アメリカ向け輸出は前年比二三・三%増の約八百五億ドル、他方輸入は同二・四%増の約二百九十億ドルで、差し引き対米輸出超過額は過去最高の約五百十五億ドル、輸出超過総額の六一・三%をも占めている(第三図参照)。この結果、一九八六年の日本の輸出総額(ドル表示)は、GNPで日本の三倍弱をもつアメリカのそれとほぼ肩を並べるまでにいたった(第四表参照)。

また、米商務省発表(一九八七・一・三〇)によると、アメリカの一九八六年一年間の輸出額は二千七百七十三億ドル、

第5表 日本の対外資産・負債

(1985年末, 単位・億ドル)

資	産	負	債
長期資産	3,013	長期負債	1,223
{民間部門	2,645	{民間部門	918
(うち証券投資)	1,457	{政府部門	306
{政府部門	368	短期負債	1,856
短期資産	1,364	{民間部門	1,770
{民間部門	1,088	{政府部門	86
{政府部門	277	負債合計	3,079
資産合計	4,377	純資産	1,298
		{民間部門	1,045
		{政府部門	254

(注) 1985年においてわが国の純資産額は先進資本主義国中で第1位となり、逆にアメリカは債務超過(純負債約600億ドル)へ転落した。

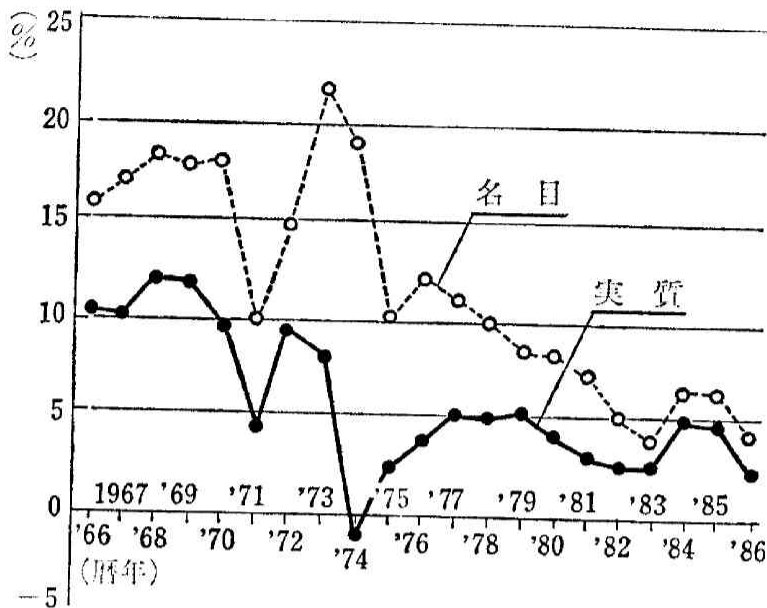
輸入額は三千八百七十一億ドルで、差し引き貿易赤字が史上最高の千六百九十八億ドル、このうち対日赤字がこれまで史上最高の五百八十六億ドルで、赤字総額の三四・五%に達している。

もっとも、一九八六年分のわが国の輸出急増は、いわゆる「(逆)Jカーブ効果」に伴う側面をもっている。すなわち、輸出数量はすでに減少に転じていても、急激な円高によりドル表示の輸出価額が上がり、ドルベースの輸出総額が急膨張したことである。しかし、その「Jカーブ効果」も八六年末でほぼ終了したと一般にみられており、八七年には輸出数量の減少に伴う輸出額の大幅な落込みが現わ

れるのは必至の状況にある。すでに事実、円建てで換算すると、わが国の輸出は一九八五年をピークとして、八六年には約三五兆二千九百億円、前年比一五・九%の減少を示している(第三図参照)。なお大蔵省速報によると、八七年五月の貿易収支の黒字幅は、六〇年三月(〇・二減)以来、二年二ヵ月ぶりに前年同月比一四・九%の大幅減となった。

こうして近年わが国の輸出の急増は、その必然的反作用として、急激な円高を招き、この円高を契機として新たな過剰生産恐慌(円高不況)へ突入している、ということである。つまり、円高不況は、資本主義にとって必然的で固有な基本的矛盾の周期的・集中的爆発たる全般的過剰生産恐慌が、円高に伴う国際価格競争力の低落と、輸出関連産

第4図 実質成長率 (GNP, GNE) の推移



業を中心とする輸出の伸びなやみないし減少を契機として発現したものである。あるいは言いかえれば、日本資本主義（独占資本）みずからが生みだした過剰生産恐慌を、これまでアメリカをはじめとする貿易・輸出相手国に転嫁しえてきた（過剰生産のはけぐちとしてきた）のが、急激な円高の進行とともにそれが困難となり、その結果、恐慌が潜在的状态から顕在的状态へ突入したということである。

こうした円高不況の発現、そしてそれが相当に深刻で激烈なものとなると予想されることは、一九八六年の第一・四半期（一～三月）の実質経済成長率が、第一次石油危機後の一九七五年の第一・四半期以来十一年ぶりにマイナスに転落（前期比で〇・五%減、年率にして二・一%減）したことが、一九八六年（暦年）の実質成長率が二・五%と第一次石油危機後の七五年の二・七%（七四年はマイナス一・四%）を下回り、ここ十二年間で最低の水準に落ちこんだこと（経企庁、三・一八速報。第四図、第六表参照）、一九八七年一月の完全失業率（総務庁、労働力調査速報、三月三日発表）が一九五三年の調査開始以来初めて三・〇%と過去最高を記録し、完全失業者数も一八二万人に達していること（第七表、第五図も参照）、円高倒産が激増しつつあること（第六図）などに象徴的に示されている。

こうした円高不況と貿易摩擦の激化を背景として、その「克服」のための財政出動による「内需拡大」論、緊縮基調から拡大基調への財政政策の転換論が再浮上しつつある。こうして、前稿で指摘し

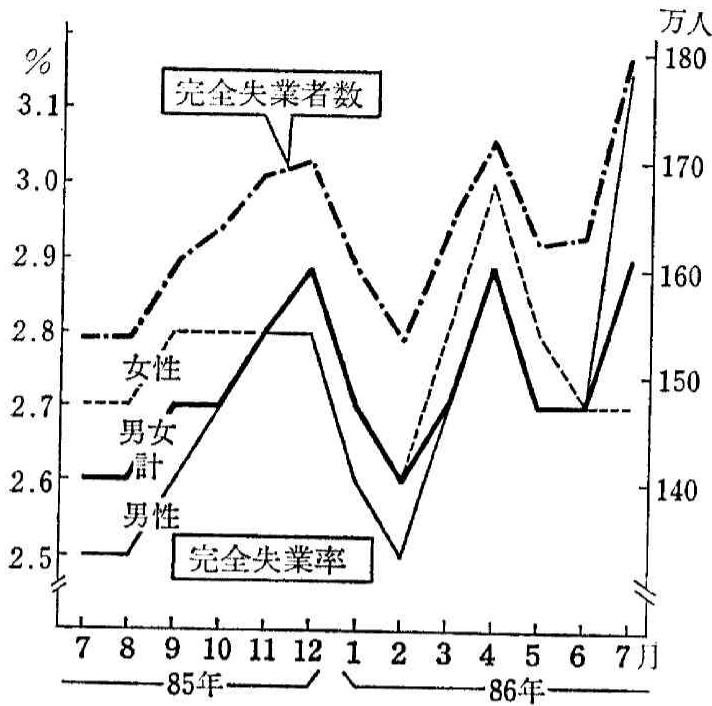
第 6 表 実質国民総支出の推移

	85年	86年				寄与度
	10—12	1—3	4—6	7—9	10—12	
民間最終消費支出	163477.4 (0.5)	164123.7 (0.4)	166134.2 (1.2)	168282.5 (1.3)	167131.1 (-0.7)	▲0.4
民間住宅	14124.4 (1.7)	14340.6 (1.5)	14808.5 (3.3)	15851.9 (7.0)	16627.0 (4.9)	0.3
民間企業設備	54811.3 (2.6)	54983.4 (0.3)	55204.3 (0.4)	55471.9 (0.5)	56562.6 (2.0)	0.4
民間在庫品増加	2172.1 (15.3)	1726.5 (-20.5)	639.5 (-63.0)	920.4 (43.9)	1256.9 (36.6)	0.1
政府最終消費支出	27370.1 (1.0)	27606.7 (0.9)	27719.2 (0.4)	28058.0 (1.2)	32106.4 (14.4)	1.4
公的固定資本形成	20960.5 (1.7)	21022.4 (0.3)	21785.4 (3.6)	22180.2 (1.8)	22363.0 (0.8)	0.1
公的在庫品増加	608.7 (41.4)	39.6 (-93.5)	3251.8 (8119.9)	1795.1 (-44.8)	-1850.1 (-203.1)	▲1.2
経常海外余剰	12235.9 (-1.2)	10640.6 (-13.0)	7687.2 (-27.8)	6878.0 (-10.5)	7576.0 (10.1)	0.2
輸出等	53973.3 (-1.8)	52208.9 (-3.3)	53044.1 (1.6)	52640.0 (-0.8)	51998.3 (-1.2)	▲0.2
輸入等	41737.5 (-2.0)	41568.3 (-0.4)	45356.0 (9.1)	45762.0 (0.9)	44422.3 (-2.9)	0.4
国民総支出	295760.3 (1.2)	294483.4 (-0.4)	297230.1 (0.9)	299438.0 (0.7)	301772.9 (0.8)	
年率換算(%)	4.7	▲1.7	3.8	3.0	3.2	

(注) 1980年基準, 季節調整値, 実数は年率で, 単位は10億円, カッコ内は前期比%, 寄与度は10—12月期の前期比, ▲はマイナス

ておいたとおり、戦後かつてない国
 際的規模における長期・深刻な財政
 危機の元凶として、ケインズ理論に
 もとづくスペンディングポリシー
 (財政支出による「内需拡大」と「大き
 な政府」を一方で排斥(その理論的根
 拠として主張されているのがマネタリズ
 ムや供給サイドの経済学)としておきな
 がら、他方で同時に、依然としてそ
 れに依存せざるえないという政策選
 択上のデイレンマ、いかえれば資本
 主義の一般的危機の現局面におけ
 る深刻さと特徴の様相が実証的に浮
 彫になりつつあるといつてよい。
 八七年度税制改正の性格と意義を、
 これまで要約的に述べてきた昨今の
 内外経済情勢ならびに財政政策上の
 観点からみれば、以下の諸点を挙げ

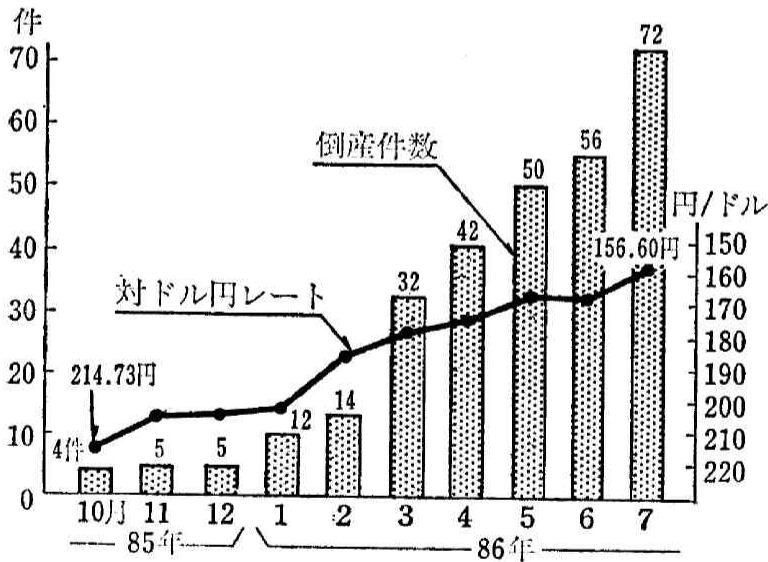
第5図 円高不況下の失業の激増



第7表 失業・失業率の推移

年	労働力人口 万人	完全失業者 万人	完全失業率
1971	5,186	64	1.2
72	5,199	73	1.4
73	5,326	68	1.3
74	5,310	73	1.4
75	5,323	100	1.9
76	5,378	108	2.0
77	5,452	110	2.0
78	5,532	124	2.2
79	5,596	117	2.1
80	5,650	114	2.0
81	5,707	126	2.2
82	5,774	136	2.4
83	5,889	156	2.6
84	5,927	161	2.7
85	5,963	156	2.6

第6図 円高倒産の状況



(注) 帝国データバンク調べ。(1985年10月～86年7月, 負債1,000万以上)

※ 総務庁統計局「労働力調査」

ることができよう。
 (一) ほぼ一九七五年以来の長期・深刻な財政危機は依然として解消の目処が立たず(一九七五年以降、赤字国債発行残高は累増を重ねて八六年度末で一四三兆円、また国債費も八七年度歳出において約二〇%、一一兆円)、このために赤字国債のこれ以上の

増発が大幅に制約されている。

(二)一九七四・五年恐慌を転機とする「高度成長」から「低成長」局面への移行と、円高不況の進行のため、現行税制のままでは税收の伸びも期待できず、むしろ税收の減退すら予想される。

(三)にもかかわらず、急激な円高の進行とアメリカ、ECはじめ保護貿易化の強まりによって、これまでの日本経済の大きな成長要因をなしてきた外需（輸出）のいつそうの縮小と国際経済戦争（貿易摩擦）の激化が確実に予想され、くわえてその円高を契機とする円高不況（恐慌）が、今後いつそう深刻化し、あるいは長期化することが予想される。

(四)こうして、円高不況の「克服」と「安定成長」ならびに国際経済戦争への対処のために相当大規模な国家による政策発動が、不可避かつ必要な局面を迎えているが、金融政策の発動は、昨八六年四度にわたる計二%の金利引下げと超低金利によって、ほぼ限界にきており、発動の余地はきわめて限られている。

(五)したがって、そのためには独占資本の立場からすれば大衆増税を財源とした財政出動——「内需拡大」と税制面からの経済競争力の強化・促進（大法人所得と高額個人所得の大幅減税、あわせて軍拡と大型プロジェクト推進による財政支出の拡大）をおいて他にはない。またこれは、日本は為替安定の見返りに、内需を拡大して国際収支の黒字を削減するという先進五ヶ国蔵省・中央銀行総裁会議（G5）における国際合意（公約）にも合致する。

(六)同時にこのことによって、大衆負担（増税）による財政危機の「解消」と財政「再建」——とりわけ大型間接税としての売上税は、直接税に比べて景気変動に伴う税收の増減が相対的に少ないだけでなく、税率の1%アップで直ちに数兆円の税収増が見込まれる——の展望が切り開かれる（もっとも、緊縮基調から拡大基調への財政政策の転換という限りでは、差し当り表面上は、従来の財政「再建」路線と矛盾するのだが）、というのが即ちそれである。

第8表 87年度税制改正による増減収見込み額
(単位億円, △は減収)

国税関係		
改正事項	初年度	平年度
1 所得税減税	△10,180	△19,500
2 法人税率の引き下げ	△4,030	△15,310
(1+2=小計)	△14,210	△34,810
3 利子課税の見直し	450	9,570
4 売上税		
{売上税の創設	11,030	49,710
{物品税の廃止等	△3,890	△24,080
計	7,140	25,630
(3+4=小計)	7,590	35,200
(1+2+3+4=合計)	△6,620	390
5 その他	6,620	0
{賞与引当金の廃止, 有価証券取引税の見直し等}		
(1+2+3+4+5=総額)	0	390
地方税関係		
改正事項	初年度	平年度
1 住民税減税	△2,324	△7,552
2 法人税率の引き下げ	△409	△2,622
(1+2=小計)	△2,733	△10,174
3 利子課税の見直し	635	6,590
4 売上税		
{売上譲与税の創設	1,838	8,285
{電気税の廃止等	△672	△5,108
計	1,166	3,177
(3+4=小計)	1,801	9,769
(1+2+3+4=合計)	△932	△407
5 その他	809	△39
{法人住民税や法人事業税の見直し等}		
(1+2+3+4+5=総計)	△123	△446

※ 1987. 1. 16閣議決定

今回の税制改正を大枠としてみれば、平年度ベース(今回の税制改正を完全実施したと想定して試算した税収と、現行税制に基づく試算との差額を一九八七年度価格で示したものでみて、減税分が所得減税二兆七千億円(所得税一兆九千五百億円、住民税七千五百億円)、法人減税一兆八千億円(法人税一兆五千三百億円、地方分二千六百億円)で総額四兆五千億円、対するに増税分が大型間接税(売上税)二兆九千億円(売上税の創設による五兆八千億円から物品税の廃止等による二兆九千億

第7図 大型間接税(売上税)の仕組み (税率5%, 前段階控除方式)

	原料	メーカー	卸売業者	小売業者	消費者
	価格 300円	700円	800円	1000円	
課税前	販売額	700	800	1000	
	-仕入れ額	-300	-700	-800	
	粗利益	400	100	200	
課税後	価格	315円	735円	840円	1050円
	販売額	735	840	1050	
	-仕入れ額	-315	-735	-840	
	-納税額	-20	-5	-10	
	粗利益	400	100	200	
	税額 15円	+20円	+5円	+10円=(50円)	

(注) 〈課税方法〉事業者が3カ月ごとに自分で税額を申告し、納付する。前段階までの業者が支払った税額を、自分の税額から控除する「前段階控除」方式がとられる。

仕組みと特徴は、第七図にみられるとおり、課税対象が従来の個別物品ではなく、原則として全ての物品・サービスにたいして、しかも取引の各段階にたいして課税される間接消費税という点にある。この意味で、いわば「一網打尽」税である。政府案によれば、税率5%で総額五兆七千九百九十五億円という巨額な税収が見込まれており、文字どお

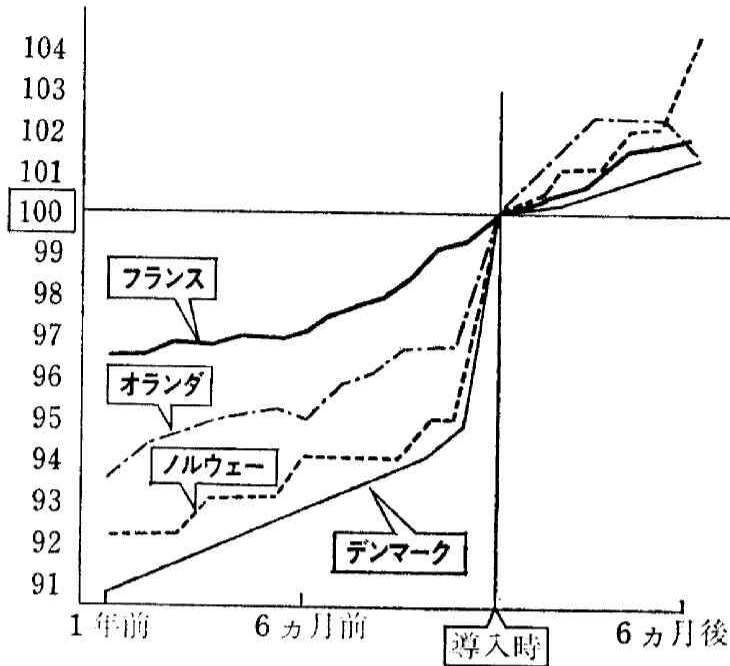
円差引)、マル優廃止(二〇%の分離課税)一兆六千億円で総額四兆五千億円となっている(第八表参照)。

このように計数的には表面上増減税ほぼ同額となっているが、実質的には、すなわち負担と受益の階級的内容からいえば、第一に、大法人を中心とする法人減税(一兆八千億円)をマル優廃止による大衆増税(一兆六千億円)で賄い、第二に、高額所得を中心とする所得減税(二兆七千億円)を売上税の新設による大衆増税(二兆九千億円)で賄う内容となっている。つまり、大衆増税分を財源とした資本減税を推進(内需拡大)するものとなっているといつてよい。そこで以下、その内容を少し具体的にみておきたい。

(一) 大型間接税としての売上税の創設

売上税(一般消費税・付加価値税も基本的に同じ)の

第8図 EC諸国における付加価税導入時の物価上昇



※ 税制調査会資料 (1977年7月26日)

りの大型間接税である。

間接税である以上、納税義務者は業者であっても担税者は消費者であり、したがって基本的には物価の引上げというルートを通じてすべてが消費者に最終的に転嫁(負担)される(第七図参照)。そののみか通産省では、売上税を商品・サービスの販売価格に転嫁(上乗せ)しやすくするために、独禁法で禁じられている価格カルテルを実質的に導入できるような立法措置の検討に着手していると報じられている(八七・三・十四、朝日)。しかも、もともと間接消費税は、所得逆進的で低所得者ほど負担率が重く、また所得税非課税者(課税最低限以下)にまで課税される性格の租税であり、この意味で、売上税の導入はきわめて大幅な大衆増税そのものである。

くわえて売上税の新設、導入は、それによる旧来の物品税等の廃止、酒税・たばこ消費税の税負担調整のうえでの売上税併課に伴う問題もある。たとえば電気税(現行は地方税)の場合、税率は五%で不変であるが、民生用については現行では月額三千六百円以下は非課税措置がとられている。しかし売上税では一律五%課税となるため、電気税課税世帯(八五年で約千七百五十万世帯で全世帯の約四〇%)も新たに課税対象となる。またガス税(地方税)の場合、税率が二%から五%に上昇するのみならず、免税点廃止のため従来の非課税世帯(全世帯の約九〇%)が一挙に五%の課税世

第9表 売上税による酒類価格の変化(円)

	現 在	改 定 後	増 減
ビール大びん (663ml)	310	305	-5
国産ウイスキー特級① (760ml, リザーブなど)	3,570	3,380	-190
国産ウイスキー特級② (760ml, オールドなど)	3,170	2,960	-210
国産ウイスキー1級 (720ml, ホワイトなど)	1,620	2,090	+470
国産ウイスキー2級 (640ml, トリスなど)	670	670	0
スコッチウイスキー特級 (750ml)	4,000	3,800	-200
輸入ブランデー (700ml)	30,000	28,000	-2,000
輸入ワイン (750ml)	3,000	2,700	-300
国産ワイン (720ml)	1,500	1,350	-150
清酒特級 (1.8l)	2,730	2,130	-600
清酒1級 (1.8l)	1,870	1,850	-20
清酒2級 (1.8l)	1,380	1,375	-5
しょうちゅう甲類 (1.8l)	980	980	0
しょうちゅう乙類 (1.8l)	1,050	1,048	-2

※ 関係業界による暫定試算

帯となる、等々。これに反して、貴石類、毛皮製品、特級酒など高級品は、最高三〇%の物品税が廃止されて原則として五%の売上税にきりかえられるため、高級品のほとんどが相当な減税となる(第九表参照)。

もっとも第一〇表にみられるとおり、食料品など五一項目が当面非課税となっている。だが食料品でも、その原料のうち食料品以外のもの、たとえば肥料、農機具、漁船燃料、パック、包装紙、運賃等々には売上税が課税されるため、非課税品目といえども実際には多かれ少なかれ新税の課税と値上がりは避けられない。またいったん売上税が導入されれば、EC諸国の経過をみるまでもなく、非課税品目がやがてつきつきに免税解除され、くわえて税率の引上げも必至である。

また法案では、年間課税売上高一億円未満の中小業者(全事業者のほぼ九割を占める)は非課税とされている。しかし、この非課税業者は自己の売上げには課税されないかわり、仕入れ段階までに上乘せされている税額は控除できない。小零細な小売店でも、取扱っている商品の大半、とりわけ

第10表 非課税品目・取引一覧

1 飲食料品（原材料や動物，種子などを含む）	24 鉄道運賃（グリーン車などは課税）
2 飼料（愛がん用のえさは課税）	25 定期路線バス
3 卸売市場での生鮮食料品等の販売委託手数料や家畜市場の手数料	26 タクシー（ハイヤーは課税）
4 農協などが行う飲食料品等の販売委託手数料	27 宅配便（10kg以下）
5 政府買い入れ米麦の農協などの集荷委託手数料	28 冷凍車や保冷車の運送費
6 と畜市場でのと殺や解体手数料	29 有料道路
7 漁船の建造および建造請負	30 船舶定期航路（特別船室料金は課税）
8 土地の譲渡	31 離島航空運賃
9 立ち木，竹の譲渡	32 郵便切手，印紙
10 住宅の譲渡	33 物品切手（商品券など）
11 住宅の新增築，工事の請負	34 学校教育の入学金や授業料
12 土地，建築物の貸し付け	35 専修学校の入学金や授業料
13 医薬品	36 各種学校（修限期間1年以上）〃
14 薬事法で定める医療用具（レントゲン装置など政令で定めるもの）	37 検定教科書
15 健康保健法などで定める公費負担の医療サービス	38 一般日刊新聞，時事通信
16 正常分べん	39 民放テレビ（NHKも。スポット広告は課税）
17 15,16 を対象とした民間医療検査機関などの受託サービス	40 有線テレビ
18 予防接種，狂犬病予防注射	41 国が行う芸術祭の入場料
19 法令などで定める健康診断	42 能や文楽，歌舞伎などの入場料
20 老人ホームなどの社会福祉施設料や困りごと相談サービスなど	43 アマチュアスポーツの入場料
21 ホームヘルパーなどの在宅福祉サービス	44 書画骨とう品や質流れ品，中古自動車など
22 身体障害者用の車いすや義肢，義眼，点字ワープロなど	45 貸付金利子や公社債投信報酬，保険料など
23 身障者用の特殊電話機	46 厚生年金基金などの信託報酬
	47 外国為替や両替業務手数料
	48 有価証券や手形，小切手類の譲渡
	49 原油，ガソリン，石油ガスなど
	50 娯楽施設利用料（同税の対象となるもの）
	51 料理飲食代（料飲税の対象となるもの）

その原材料のほとんどは大企業の製品であるから、税額分は独占価格をつうじてほぼ確実に仕入れ値に転嫁され、その分の値上げ（競争上、それが不可能な場合は、小零細業者の自己負担）と、したがって事実上の課税は免れえない。

くわえて、この非課税業者（たとえば下請企業）と取引する課税業者（親企業）も税額控除できず、その競争上不利となるため、非課税者が取引から排除されることすら生じる。そこで、非課税業者であっても課税業者を選択する道をひらき、その場合、売上高の八〇%を仕入れ高とみなして、売上高から控除できる簡易税額算出方式（結果として納付税額は売上高の一%相当となる）を適用する特例を認めている。（後掲の資料参照）

いずれにせよ、こうして売上税が公約違反の大型間接税であるという国民的非難をかわすための二つの非課税措置も、実質上はまったくの尻抜といってよく、結局新税導入は一般消費者と零細業者の一方的負担となり、くわえて小零細業の淘汰と大企業への集中（「合理化」）を税制面から促進する結果をもたらすといわねばならない。

(一) マル優（少額貯蓄非課税制度）の廃止

マル優（少額貯蓄非課税制度）の原則廃止（老人、母子家庭等のみ存続）によっても、大衆増税が大幅に強められる。

現行では、①銀行預金、公社債、公社債投資信託（限度額、一人各三百万円）、②国債、地方債（同）、③郵便貯金（同）、④勤労者財産形成貯蓄（限度額、一人各五百万円）、合計一千四百万円（標準四人世帯では四千百万円）の枠内では元金につく利子が非課税となっている。この限度枠を超える場合は、(一)他の所得と合算して最高七〇%までの累進税率による総合課税か、(二)他の所得と切り離して三五%の一律分離課税の選択（これ自体が高額所得優遇の不公平税制だが）となっている。ところが、今回のマル優廃止によって、一方で、これまで無税であった勤労国民の文字どおり「少額」の預貯金利子に一律二〇%で課税（分離課税）されるようになり、他方で、マル優の限度枠を超える高額預貯金につい

ては従来の一律三五%の分離課税から二〇%へ大幅に税率が引下がるからである。

もともと、マル優廃止の理由(口実)となったのは、マル優限度枠を超える預貯金を仮名や預貯金分散(二つ以上の金融機関や支店へ分散預金)によって、マル優を不正に悪用し、脱税が横行したためであった。この意味では、少額貯蓄の非課税制度のはずのものが、実態としては「高額」貯蓄の非課税制度と化していたことにある。その悪用額は、国税庁の一割調査による推定によれば(一九八六・九・十九日発表)、「本人確認制度」がスタートした八六年でさえ、金融機関全体で約十二兆円、郵政省の反対で税務調査の対象外となっている郵便貯金(非課税貯蓄の約三分の一を占めるとみられる)を含めれば総額で二〇〜三〇兆円にも達している。

したがって、取り組まらるべきことは、こうした不正悪用にたいする税務調査や罰則規定の本格的強化にこそある。にもかかわらず、こうした一般勤労国民にはまったくかわりのない不正悪用を防ぎ、課税の「公正」を期すという名のもとでのマル優廃止が、一方で新たに大衆増税を強化し、他方で、本来は廃止すべき(総合課税とすべき)高額の利子・配当所得にたいする三五%一律分離課税を温存強化すること(二〇%への引き下げ)によって、不公平課税をいっそう拡大する結果となることはいうまでもない。

四

八七年度税制改正は、「戦後税制の総決算」にふさわしく、上述の売上税の導入、マル優の廃止だけでなくほぼ税制全般にわたっている。

(三) 所得(所得税、住民税)「減税」

第11表 所得税の税率構造

現 行		改 正 案			
適用課税所得	税率	1987年分 適用課税所得		1988年分以降 適用課税所得	
50万円以下の金額	10.5%	50万円以下の金額		120万円以下の金額	
120	12%	120	11%	10%	
200	14%	200	14.5%		
300	17%	300	16%		
400	21%			500	15%
600	25%	500	20%	700	20%
800	30%	700	25%		
1000	35%	800	30%	1000	30%
1200	40%	1000	35%		
1500	45%	1200	40%	1500	40%
2000	50%	1500	45%	1500万円超の金額	
3000	55%	3000	50%		
5000	60%	5000	55%		
8000	65%	5000万円超の金額		50%	
8000万円超の金額	70%				

まず第一にあげなければならないのは、所得税ならびに住民税（所得割）の最高税率が、前者で現行の七〇％（ただし、これは表面税率であって、税務統計上「給与所得者」となっている独占資本家階級は、高額の給与所得控除等のほか、「給与」以外の利子、配当、キャピタルゲイン、不動産所得など巨額の資産所得にたいする種々な課税上の恩典、さらにはこれら所得の複数名義への分散などのため、現行でも実際の税負担率は二〇〜三〇％程度とみてよい）から五〇％へ、また後者（市町村民税）で現行の一四％から一一％へと替わって大幅に下げられたことである（第一、一二表参照。ただし表中の一九八七年分は暫定税率による経過措置、なお最終修正案については末尾資料Ⅲ参照）。

あわせて第二に、高額所得にたいする累進税率の適用が事実上廃止されたこと、すなわち所得では所得が何千万、何十億円であろうと、一、五〇〇万円超にたいして一律五〇％、住民

第12表 市町村民税所得割の税率構造

現 行		改 正 案			
適用課税所得	税率	1987年度 適用課税所得		1988年度以降 適用課税所得	
			税率		税率
20万円以下の金額	2.5%				
45 "	3%				
		60万円以下の金額		60万円以下の金額	
70 "	4%		3%		3%
95 "	5%				
		100	"		
120 "	6%		5%		
				130	"
		150	"		5%
220 "	7%		6%		
370 "	8%	370	"		
			8%		
				500	"
570 "	9%	570	"		8%
950 "	10%	950	"	500万円超の金額	
1900 "	11%	1900	"		11%
2900 "	12%	2900	"		
4900 "	13%	2900万円超の金額			
4900万円超の金額	14%		13%		
道府県民税所得割の税率構造					
150万円以下の金額	2%	120万円以下の金額	2%	500万円以下の金額	2%
		370 "	3%		
150万円超の金額	4%	370万円超の金額		500万円超の金額	4%

税(市町村民税)では五〇〇万円超にたいして一律一％の頭打へ大幅に改悪されたことである。また道府県民税についても、高額所得にたいして本来当然に適用すべき累進課税が見送られている。この結果、高額所得者(独占資本家)には文字どおり戦後かつてない格段の大幅減税が実行されようとしている。これが「税率構造の簡素化」や減税による「内需拡大」の実態である。もつとも低額の一般の給与所得等についても一定の減税がセットされていることは確かである。たとえば、税率構造の変更(第一一表参照)、配

第13表 個人住民税の諸控除引上

	現 行	改正案
基礎控除	26万円	28万円
配偶者控除	26 "	28 "
うち	老人控除対象配偶者	27 "
	同居特別障害者	34 "
扶養控除	26 "	28 "
うち	老人扶養親族	27 "
	同居特別障害者	34 "
	同居老親等	31 "

けでも課税実態はほとんど変わらず、それどころか売上税の導入、老人保険法の改悪による自己負担増（第一四表参照）など考慮すれば、差引き減税よりも負担増の方がむしろ大きいとみて間違いない。

そして実際、売上税導入を支持する政府寄りの学者グループの政策研究集団「政策構想フォーラム」（代表世話人、村上泰亮東大教授、森口親司阪大教授）の試算でも、第十五表にみられるとおり、上述してきた所得税と住民税の「減税」、売上税の導入、マル優廃止と一律分離課税の導入を組み合わせると、年収六百万円以下のサラリーマンはすべて増税で、これと対照的に七百万円以上は高額所得ほど大幅減税となっている。年収六百万円以下というのはサラリーマン全体の約九割に達するから高級「サラリーマン」（実質は独占資本家階級）を除いて、ほとんどすべての普通の意味のサラリーマン・賃金労働者は大幅な増税となるといってよい。第十六表の全国税の試算をみればいっそう明白である。

偶者特別控除（専業主婦）の創設（合計所得金額八〇〇万円以下の者について一五万円）、個人住民税の人的諸控除（課税最低限）の引上げ（第二二表参照）公的年金課税の改正などが、それである。だが、これらは前述の高額所得にたいする大幅減税に比べれば、ごく僅少にすぎず、せいぜいで物価調整減税に相当する程度（したがって実質は減税ゼロ）といつてよい。

たとえば、年金課税では、厚生年金を受給する六十五歳以上の夫婦の場合、新税制によると①定額控除八十万円、②定額控除後の年金額が三百六十万円以内なら、その二五％の定率控除、③老年者控除五十万円、④配偶者特別控除十五万円、合計年額二百五十五万円まで全額控除されるが、現行よりわずかに二十六万円分だけ控除額が増えるにすぎない。したがって、物価上昇を考慮したた

第14表 老人保険法改悪の内容

〈現 行〉		〈改正内容＝最終修正案〉
自己負担	外来1カ月 400円 入院 1日 300円 〔支払い限度〕 〔期間2カ月〕	外来1カ月 800円 入院 1日 400円 〔限度期間は撤廃。〕 〔入院する限り負担〕 低所得者の入院負担は現行のまま
加入者案分率 (注)	44.7% 医療費案分率 55.3%	61年度 80% 62-64年度 90% 65年度以降 100%
老人保健施設	なし	創 設 61年度10カ所, 62年度100カ所, 75年度目標に26-30万床を整備

(注) 加入者案分率＝老人医療費の負担について、実績で拠出する分とバランスをとるために、老人加入者が少ないほど多く拠出する仕組みになっているのが加入者案分率。現在、医療費案分率と加入者案分率は 55.3 対 44.7 (法律上は 50 対 50)。改正案は、加入者案分率を 80 にし、最終的には 100 にしようというもので、老人加入者の少ない組合健保、政府管掌健保などの拠出が大幅に増加し、その結果、現役サラリーマンの保険料負担が年 4,500 円負担増となる。

第15表 税制改正(悪)による増減税試算(年税額, 万円)

年 収	現 行	改 正 案	増 減
200	12.5	14.9	+2.4
300	24.5	26.2	+1.7
400	40.4	41.5	+1.1
500	61.7	63	+1.3
600	85.7	86.2	+0.5
700	116	112.9	-3.1
800	148	138.2	-9.8
900	186.8	172.6	-14.2
1,000	227.4	210	-17.4
2,000	770.9	728.1	-42.8
3,000	1,442.5	1,378.6	-62.9

(注) 政策構想フォーラム試算。夫婦と子二人のサラリーマンの標準世帯。所得・住民税減税と売上税、一律分離課税導入の組み合わせ。

国税庁による一九八五年度・民間給与実態調査(一九八六年九月三〇日発表)によれば、八五年一年間継続して勤務した給与所得者は約三千六百九十四万人、このうち所得税納税者は総数の実に八九・一％にあたる約三千二百八十九万人、また給与総額は約一二四兆六千億円で、このうち納税した所

第16表 「増減税同額」の中での大衆増税

給与所得者 金額区分	増 税			減 税		増 減 税
	売 上 税	マル優廃止	合 計	所 住	得 民 税 税	
178万円	53,508円	12,276円	65,784円	4,770円		61,014円
274万円	71,078	18,323	89,401	27,660		61,741
336万円	78,909	21,248	100,157	32,400		67,757
390万円	88,863	25,067	113,930	43,620		70,310
449万円	96,383	27,454	123,837	59,590		64,247
510万円	105,302	30,245	135,547	59,870		75,677
579万円	118,610	33,562	152,172	77,600		74,572
667万円	132,224	39,033	171,257	111,310		59,947
795万円	151,636	45,875	197,511	219,510		△21,999
1,231万円	190,075	67,417	257,492	459,850		△202,358

増
税

減
税

得税はその六・一五%にあたる七兆六千六百十三億円と、いずれも過去最高を示している（第九図参照）。

この結果、一人当りの平均年収は三百五十一万七千円（男四百二十七万八千円、女二百七万七千円）、所得税の一人当り年間納税額が前年より一万六千円増の二十三万三千円、これを夫婦と子供二人の標準世帯で試算すると、所得税、住民税、社会保険料の合計額は四十万六千三百九十円にも達すると報じられている。こうした租税負担の年々の急増は、物価調整減税が今なおわが国で制度化されず、そのため課税最低限が年々事実上引下げられ、あわせて適用累進税率が年々事実上上げられることによるところが大きい（第一七、一八表参照）。

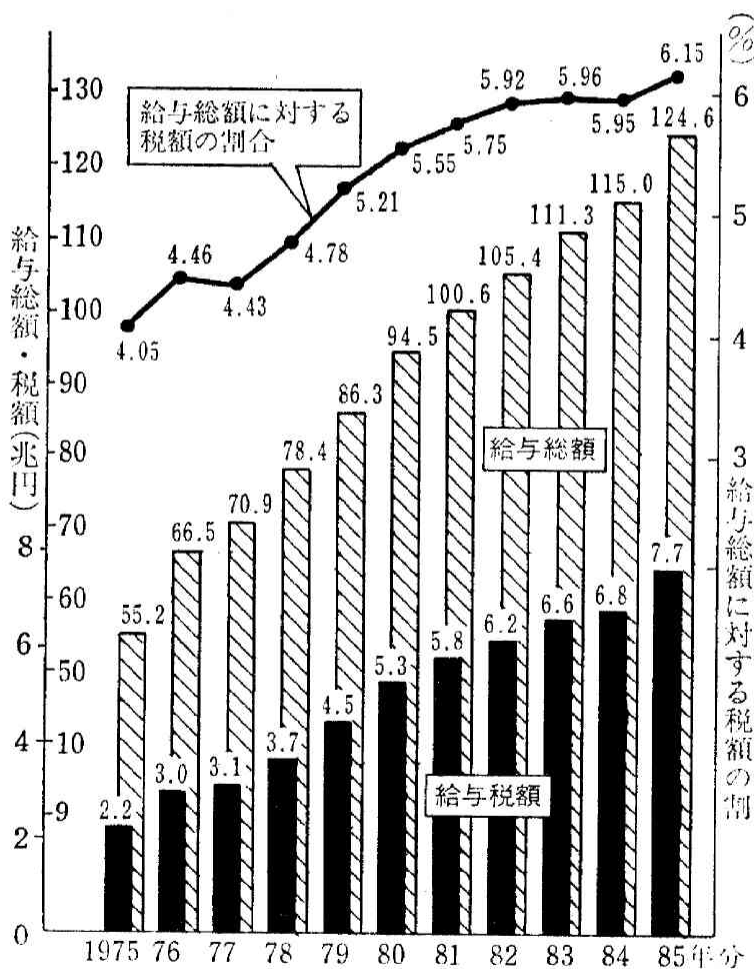
いわゆる“増税なき増税”の進行である。今回の税制改正案でも、依然として物価調整減税の制度化は見送られただけでなく、上述のごとき大改悪が行強されるとしたら、勤労国民の側における租税負担の著しい増大と不公平課税の一段の拡大をもたらすであろうことは言うまでもない。

第17表 所得税及び住民税所得割の納税者数等の推移

(単位 万人)

区 分		所得税の納税者数		住民所得割の納税者数		就業者総数	
所得税・就業者	住民税		指数		指数		指数
1970年………	1971年度………	2,817	100.0	2,985	100.0	5,094	100.0
74………	75………	3,114	110.5	3,342	112.0	5,237	102.8
76………	77………	3,320	117.9	3,564	119.4	5,271	103.5
78………	79………	3,536	125.5	3,853	129.1	5,408	106.2
80………	81………	3,889	138.1	4,040	135.3	5,536	108.7
82………	83………	4,281	152.0	4,289	143.7	5,638	110.7
84………	85………	4,305	152.8	4,297	144.0	5,766	113.2

第9図 給与額及び税額の推移



第18表 所得税の課税最低限の推移

区 分	4人世帯	平均国民	課税最低	(C)	(C)
	給与額(A)	所得(B)	限(C)	(A)	(B)
	千円	千円	千円	%	%
1972年	1,741	2,904	1,037	59.6	35.7
74…	2,590	4,072	1,507	58.2	37.0
75…	2,849	4,435	1,830	64.2	41.3
77…	3,399	5,459	2,015	59.3	36.9
79…	3,886	6,279	2,015	51.9	32.1
81…	4,273	7,067	2,015	47.2	28.5
83…	4,790	7,634	2,015	42.1	26.4
85…	—	8,342	2,357	—	28.3
86…	—	8,684	2,357	—	27.1

(注) 1. 給与は民間サラリーマンの年平均額
 2. 国民所得は1人当り平均額の4倍
 3. 課税最低限は夫婦子2人の場合

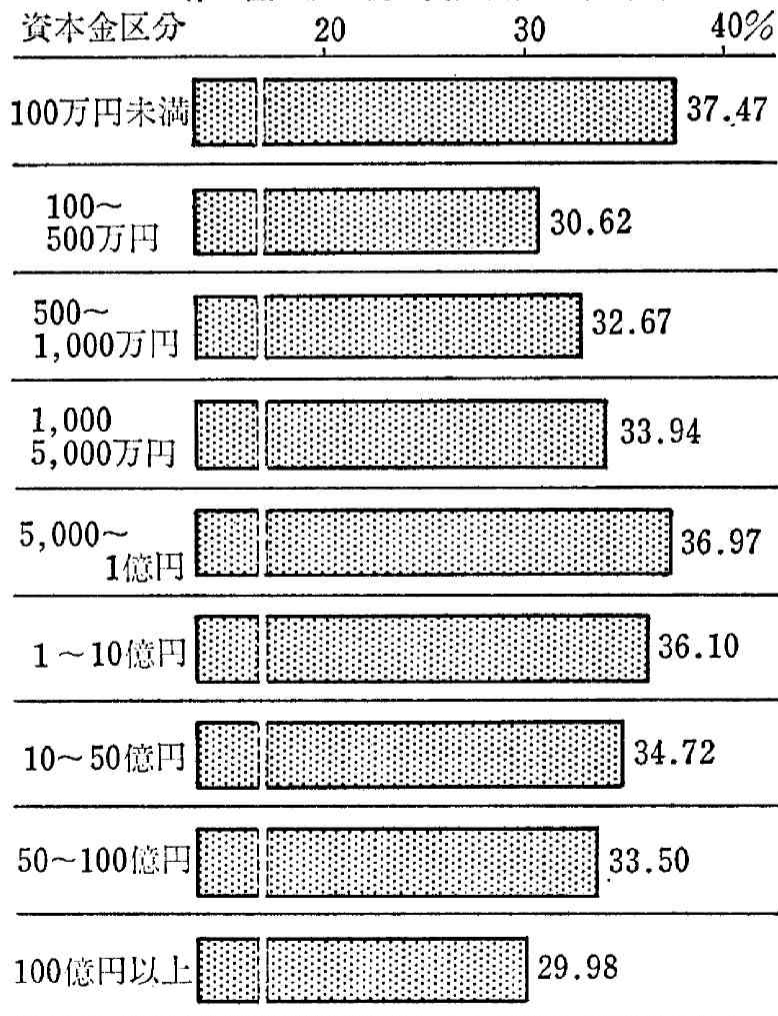
第19表 法人税の税率

現 行		改 正 案		
		87年度	88年度	89年度 以降
(1) 基本税率	43.3%	42%	40%	} 37.5%
配当軽課税率	33.3%	34%	35%	
(2) 中小法人の軽減税率				} 28%
留保分	31%	30%	29%	
配当分	25%	26%	27%	
(3) 公益法人等、協同組合等の軽減税率				} 27%
留保分	28%	27%	27%	
配当分	23%	25%	26%	

(四) 法人減税

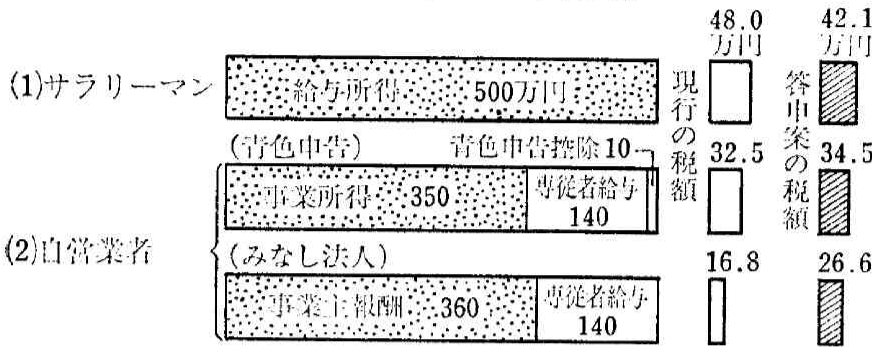
現行でも、大法人の税負担は著しく軽い。それは、第一に、資本金一億円以上もしくは法人所得八百万円以上（これ以下が現行の税制上では中小法人とされて軽減税率が適用されている）については、基本税率（表面税率）が一律四三・三

第10図 法人税の実質税負担率 (%)



国税庁「83年分税務統計からみた法人企業の実態」より

第11図 いわゆる9・6・4の実態



(注) 試算の前提

- (1) 年収677万円—給与所得控除 177万円=年所得500万円。
- (2) 年間売上高3,700万円—仕入代・必要経費等3,200万円=年所得500万円。

%となっており(第一九表参照)、したがって資本金が何百億、何千億円の大法人も資本金数億円の事実上の中小法人と同一税率で、本来適用されて然るべき累進課税が採用されていないこと、くわえて第二に、各種の手厚い優遇措置により実質的な租税負担率が巨大大人ほど軽くなっているためである。

第一〇図にみられるとおり、資本金区分でみた法人税の実質負担率は、最零細の百万円未満が最高の三七・四七%、それ以上の資本金区分のところでも、五千万〜一億円規模がピークで三六・九七%、あとは資本金が大きなるにつれて税負担率は逡減(最高の百億円以上で二九・九八%)するという実態にある。

それにもかかわらず、今回の改正では、配当軽課税率は廃止されるものの、法人税への累進課税を導入しないのみならず、また主として大法人によって享受されている各種の優遇措置もほとんど是正しないのみならず、基本税率が四三・三%から三七・五%(八九年以降)へと大幅な引下げが予定されている。こうして法人課税の分野でも、不公平課税が一段と拡大されることはいうまでもない。

(五) 課税優遇措置

課税優遇措置ないし租税特別措置による不公平税制の代表として、一般に九・六・四(課税所得の捕捉度が、サラリーマン九割、個人事業主

第20表 不公平税制是正による増収見込(1987年度, 億円)

(1) 国 税 分	78,942
貸倒引当金繰入限度額の適正化	6,301
退職給与引当金繰入限度額の適正化	26,424
海外投資損失準備金廃止	1,254
原子力発電工事償却準備金廃止	1,263
特別償却及び割増償却廃止	2,460
利子小額非課税悪用分見直し	7,040
郵便貯金悪用分の見直し	2,803
利子所得源泉分離を廃止し総合課税	2,728
小額配当非課税分の見直し	1,403
有価証券譲渡益非課税の廃止	4,744
土地の長期譲渡所得の分離課税廃止し総合課税	7,418
受取配当益不算入廃止	1,936
支払配当軽減制度廃止	2,403
そ の 他	8,289
(2) 地方税分 (国税のはねかえり分および地方税独自の分)	51,686
個人住民税	13,015
法人 "	8,697
法人事業税	12,515
固定資産税	15,545
電 気 税	1,107
そ の 他	807
小 計	130,628
(3) 大法人(資本金10億円以上)への財産税の導入※	141,362
土地(時価にたいし税率2%)	100,964
株式(上場676社の保有株式へ税率5%)	40,398
合 計	271,990

出所：不公平な税制をただす会（1986・9）

※印は、同会が別に試算した分を追加したものである。

六割、農民四割の意。第二一図参照）が指摘されがちだが、しかしそれはむしろ第二義的問題であって（解消しなくてよいということではない）、不公平税制の最大で最重要な問題は、独占資本家階級（大法人、高額所得者）と勤労階級（一般サラリーマン、中小零細法人、個人業者、農漁民など）とのあいだのそれである。

きわめて控え目な一試算（第二〇表参照）でも、現行の不公平税制の是正で、一般会計の歳入総額の約半分にあ

たる二七兆円強の税増収が経済的には直ちに可能である。今回の大衆増税、売上税二兆九千億円とマル優廃止一兆六千億円、合計四兆五千億円の約六倍にも相当する額である。税制改正は現行不公平税制の是正が先決問題であるとする野党の主張は（末尾の資料参照）、この意味では正当な根拠がある。

ところが、こうした実態があるにもかかわらず、今回の税制改正でも、不公平税制はごくわずかな手直しが行なわれただけで、基本的に温存された。いな、上述の一連の改正によって、実質的には不公平税制が格段に拡大されようとしているといわなければならない。ごく一部手直された部分（すでにこれまでに述べた以外）を列挙すれば、以下のとおりである。

(1) キャピタルゲインに有価証券譲渡（売買）所得 現行では原則非課税で、証券会社の税務署への報告義務もなく、申告者もほとんどない実態であるが、“財テクブーム”とまでいわれるなか、課税対象がわずかに拡大されたにすぎない。すなわち、①「継続的取引」の基準となる売買回数を三〇回（現行五〇回）以上に、売買株数を一二万株（現行二〇万株）以上とする。②「同一銘柄の株式等の相当数の譲渡」の基準を一二万株（現行二〇万株）以上とする、等。

(2) 土地税制 現行では、十年以上所有した土地の売却益（長期譲渡所得）への課税は二分の一、個人・法人の土地建物の交換・買い替えは原則非課税等の特例があるが、とりわけ国鉄の「民営・分割」化を契機に、土地投機と地価の急騰、それに伴う土地売買益の急増がみられるにもかかわらず、基本的に特例の手直しは行なわれず、わずかに保有期間の変更や軽減税率の一部手直しにとどめられた。

(3) 受取配当の益金不算入 現行では、株の巨大な機関保有者たる法人の受取配当は、全額益金不算入（非課税）とされているが、その算入割合が八七年度九五%、八八年度九〇%、八九年度八〇%へと、わずかに段階的に圧縮されるにとどめられた。

(4)賞与引当金 賞与引当金は段階的に廃止されるが、実績を大幅に上回る退職引当金はじめ不当ないし、過大な非課税措置(利潤の費用化)のほとんどが温存された。

(5)外国税額控除制度 朝日新聞(八六・一〇・十一夕)の調べによると、全国百六十二万の法人のうち内国法人税無納が約半分の九十万法人、その中には鐘紡、クラレ、三菱石油、日本鋼管、住友金属工業、川崎重工、三越など東証第一部上場企業計九十社が八六年三月期まで過去三年間法人税無納も含まれているという。これだけみても、大法人優遇の不公平税制の手厚さが十分うかがわれる。しかし、公表される決算統計上、「法人税等充当額」が計上されている場合でも、内国法人税ゼロのケースが含まれている。そうしたケースを生みだす代表例が、日本で納めるべき税額から外国で納めた税額を全額控除する特例としての外国税額控除制度である。この結果、たとえば九大商社のうち七七社までが、八五年度確定申告において内国法人税ゼロとなつていているという。こうした不当な実態が存在するにもかかわらず、今回の税制改正では、外国で非課税扱いの所得についてその半分を国内で課税対象とするなど一部手直しのみで、外国税額控除制度も基本的に温存された。

こうみてくると、シャウプ勧告実施以来の税制大改革といわれる「戦後税制の総決算」としての八七年度税制改正案は、総体として、公平かつ民主的という現憲法が規定する一般的課税原則に大幅に逆行する内容と性格のものといわなければならない。この意味で、「行革」すなわち「戦後政治の総決算」の階級の本質を象徴的に具現しているといわなければならない。

△資料▽

1 一九八七年度税制改正法案の概要

(一) 売上税法案

【課税の対象】

- (1) 国内取引
国内において、事業者が事業として有価で行う資産の譲渡資産の貸し付け及び役務の提供（以下「資産の譲渡等」という）を課税対象とする。

(2) 輸入取引
保税地域から引き取られる貨物を課税対象とする。

【納税義務者】

- (1) 国内取引
事業者とする。
- (2) 輸入取引
貨物を保税地域から引き取る者とする。

【非課税、免税】

- (1) 非課税取引（本文第八表参照）
- (2) 国、地方公共団体、公営法人、公益法人等
- ① 国又は地方公共団体が行う資産の譲渡等については国または地方公共団体が特別会計を設けて行う一定の事業に係るものを除き売上税を課さない。

② 公営法人又は公益法人等が行う資産の譲渡等については、販売業、製造業等一定の事業に係るものを除き売上税を課さない。

(3) 輸出免税

輸出取引（輸出類似取引を含む）については、売上税を免除する。

非居住者が輸出する目的で輸出品販売場において購入する一定の物品については、売上税を免除する。

【納税義務の免除】

前年課税売上高（輸出売上高を含む。税抜き）が一億円以下の事業者については、その年四月一日からその年の翌年三月三十一日までの間において行った課税資産の譲渡等については納税義務を免除する。

【納税地】

(1) 国内取引

- ① 個人事業者の納税地
- イ 国内に住所を有する場合は、住所地とする。
- ロ 国内に住所を有せず、居所を有する場合は、居所地とする。
- ハ 住所及び居所を有しない者で国内に事務所等を有する場合は、事務所等の所在地（二つ以上ある場合は主たるもの所在地）とする。
- ② 法人の納税地
- イ 内国法人の場合は、本店または主たる事務所の所在地とする。

ロ 内国法人以外の法人で国内に事務所等を有する外国法人の場合は事務所等の所在地（二つ以上ある場合は主たるもの所在地）とする。

(2) 輸入取引
輸入取引については、課税貨物の引き取りに係る保税地域の所在地とする。

【課税標準】

(1) 国内取引

①原則

国内取引については、課税資産の譲渡等の対価の額（当該課税資産の譲渡等につき課されるべき売上税に相当する金額を除く）を課税標準とする。

②個別消費税の扱い

個別消費税額は売上税の課税標準に含める。

(2) 輸入取引

輸入取引については、関税課税価格に売上税以外の個別消費税額及び関税額を加算した金額を課税標準とする。

【税率】

五%とする。

【税額票】

(1) 税額票の交付等

①税額票発行事業者は、課税取引について、他の税額票発行事業者から税額票の交付を要求された場合には、税額票を交付しなければならない。

②小売業者等で税額票発行事業者に該当する者は、税額票に代えて簡易税額票を交付することができる。

③税額票発行事業者は、税額票または簡易税額票の交付をしたときは、その写しを保存しなければならない。

(2) まとめ交付

税額票は、課税期間の範囲内で一定期間の課税取引につきまとめ交付することができる。

(3) 記載事項

①税額票の記載事項は次のとおりとする。

イ 税額票という文言

ロ 作成者の氏名又は名称及び税額票番号

ハ 課税資産の譲渡等を行った年月日（まとめ交付を行った場合には課税資産の譲渡等を行った期間）

ニ 資産又は役務の内容

ホ 税抜き価額、売上税額

ヘ 税額票の交付を受ける者の氏名又は名称

②簡易税額票の記載事項は次のとおりとする。

イ 簡易税額票という文言

ロ 作成者の氏名又は名称及び税額票番号

ハ 課税資産の譲渡等を行った年月日

ニ 資産又は役務の内容

ホ 税込み価額及び適用税率又は税抜き価額及び売上税額

(4) 税額票番号の取得

①事業者は、課税売上高が一億円を超えることとなった年の

翌年三月三十一日までに、所轄税務署長に届け出て税額票番号を取得しなければならない。

② 前年課税売上高が一億円以下の事業者は、申請により納税義務者となることを選択し税額票番号を取得することができる。

【売上税額の控除】

(1) 仕入れに係る税額の控除

① 税額票発行事業者が課税仕入れを行い、税額票又は簡易税額票の交付を受けたときは、その課税期間における課税資産の譲渡等に係る売上税の合計額から次のいずれかの方式により計算した仕入税額を控除することができる。

イ 個別対応方式

課税期間中の課税仕入れに係る税額を、① 課税売り上げに対応するもの、② 非課税売り上げに対応するもの、③ 課税売り上げ、非課税売り上げに共通するものに区分し、次の算式(表1)により計算する。

ロ 比例配分方式(表2)

② 航空運送事業等の役務の提供を受けた場合において、その対価の金額等が明らかにされているときは、税額票または簡易税額票がなくても税額を控除することができる。

③ 一定金額以上の固定資産の仕入税額控除については、一定期間において課税売上割合が著しく変動した場合又は一定期間内に当該固定資産の用途を変更した場合には、所要の調整を行う。

④ 輸出に係る売上税額の控除の特例

表 1

$$\text{控除税額} = \text{①の税額} + \left[\text{③の税額} \times \frac{\text{前年の課税売上高}}{\text{前年の年間売上高}} \right]$$

表 2

$$\text{控除税額} = \text{仕入れに係る税額} \times \frac{\text{前年の課税売上高}}{\text{前年の年間売上高}}$$

非課税資産の譲渡等が輸出取引にあたる場合には、課税資産の譲渡等に係る輸出取引が行われたものとみなされ、当該輸出を行う事業者は仕入れに係る税額票に記載された税額の控除または還付を受けることができる。

⑤ 小規模事業者の控除の特例

前年課税売上高が一億円以下である税額票発行事業者は、申請により税務署長の承認を受けた場合には、課税資産の譲渡等に係る売上税額(対価の返還等に係る売上税額及び貸し倒れに係る売上税額を控除した金額)の八〇%(卸売業については九〇%)を仕入に係る税額とみなす。

⑥ 対価の返還等を受けた場合の特例

課税資産の譲渡等に係る対価の返還等(値引き、割り戻し等)については、当初の売り上げに係る税額の修正ではなく、当該返還等をした課税期間において売り上げに係る税額から当該返還等に係る税額票に記載された売上税額を控除する。

⑦ 貸し倒れに係る売上税額の特例

調整

課税資産の譲渡等の対価に係る税込み価額の全部又は一部を領収できなかった場合には、一定の条件の下に控除を認める。

(2) 輸入貨物の引き取りに係る税額の控除

課税貨物を保税地域から引き取ったときは、税関長から引き取りに係る税額票の交付を受ける。

引き取りに係る税額票の扱いは、仕入れに係る税額票の扱いと同じ。

【申告及び納付等】

(1) 国内取引

① 課税期間

課税期間は、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各期間とする。

② 申告、納付

イ 事業者については、課税期間に属する最終月の翌々月末日までに申告、納付する。

ロ 前年課税売上高が一億円以下である税額票発行事業者は、税務署長の承認を受けた場合には、四月から六月までの課税期間分及び十月から十二月までの課税期間分の申告書の提出期限を次のとおりとすることができる。

四月から六月までの課税期間分の申告書 七、九月分と同時期の十一月末日

十月から十二月までの課税期間分の申告書 一、二、三月分と同時期の五月末日

③ 納税申告書の記載事項

イ 課税標準額

ロ 売上税額

ハ 仕入れに係る売上税額対価の返還等に係る売上税額及び貸し倒れに係る売上額

ニ 納付税額又は控除不足額

ホ その他参考となるべき事項

④ 控除不足額については還付する。

(2) 輸入取引

課税貨物を保税地域から引き取る時までに申告、納付する。

なお、担保を提供した場合には、二か月以内の納期限の延長を認める。

【記帳義務】

課税事業者は、帳簿を備え付けてこれに次の事項に関する事項を記録し、かつ、当該帳簿を保存しなければならない。

(1) 課税資産の譲渡等

(2) 課税仕入れ

(3) 課税貨物の保税地域からの引取り

【その他】

その他所要の規定を設ける。

【施行期日】

この法律は、別に法律で定める日から施行する。

(二) 所得税法等の一部を改正する法律及び売上税法施行法案

I 趣旨

所得課税の負担軽減・合理化とその財源措置の観点から、今回の税制改革を一体として整合的に実施することが不可欠である。所得税法等改正法と売上税法の相互の関連に配慮しつつ、これらの法律の施行期日、経過措置等を定める。

II 施行期日

1 所得税法の改正

(1) 所得税負担の軽減・合理化

- 税率構造の見直しⅡ昭和六二年四月一日(二年間で段階的)
- 給与所得者の特定支出の控除の特例の創設Ⅱ昭和六三年一月一日
- 配偶者特別控除の創設Ⅱ昭和六二年四月一日
- 白色事業専従者控除の改正Ⅱ昭和六二年四月一日
- 老年者控除の引き上げⅡ昭和六三年一月一日
- 公的年金等控除の創設等Ⅱ昭和六三年一月一日
- その他

- ▽資産所得の合算課税制度の廃止Ⅱ昭和六三年一月一日
- ▽医療費控除の足切り限度の引き上げⅡ昭和六二年四月一日
- ▽損害保険料控除の対象の追加Ⅱ昭和六二年四月一日
- ▽一定の公益信託に対して支出する金銭の寄付金控除の対象への追加Ⅱ昭和六二年四月一日

▽総収入金額報告書の提出義務者の総収入金額の引き下げⅡ昭和六二年四月一日

(2) 利子課税等

○小額貯蓄非課税制度及び郵便貯金非課税制度の老人等等に對する利子非課税制度への改組Ⅱ昭和六二年一〇月一日

○利子等に対する源泉徴収税率の改正Ⅱ昭和六二年一〇月一日

○金融類似商品に係る収益に対する源泉徴収等Ⅱ昭和六二年一〇月一日

○有価証券譲渡益課税の対象範囲の拡大Ⅱ昭和六二年四月一日

2 法人税法の改正Ⅱ昭和六二年四月一日

3 酒税法の改正昭和六三年一月一日

4 たばこ消費税法の改正

1 売上税の創設に伴う税率の引き下げⅡ昭和六三年一月一日

(2) その他Ⅱ昭和六二年四月一日

5 取引所税法の改正Ⅱ昭和六二年四月一日

6 有価証券取引税法の改正

○有価証券の譲渡に対する税率の改正

▽転換社債等の税率引き上げⅡ昭和六二年四月一日

▽株券及び地方債券等の税率引き下げⅡ昭和六三年一月一日

7 印紙税法の改正

(1) 課税文書の廃止等Ⅱ昭和六三年一月一日

(2) その他昭和六二年四月一日

8 国税通則法の改正

○各種加算税の引き上げⅡ昭和六二年四月一日

9 租税特別措置法の改正

- (1) 利子課税等の改正 昭和三十二年一月一日
 - (2) みなし法人課税の特例の改正 昭和三十二年一月一日
 - (3) 土地税制の改正
 - 長期譲渡所得及び短期譲渡所得の区分等の特例 昭和三十二年四月一日
 - 土地譲渡益重課制度の短期所有土地等の区分の特例 昭和三十二年四月一日
 - 超短期保有の土地の譲渡等に係る課税の特例 昭和三十二年四月一日
 - 長期譲渡所得の課税の特例 昭和三十二年一月一日
 - 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の課税の特例 昭和三十二年一月一日
 - 特定市街化区域農地等を譲渡した場合の課税の特例 昭和三十二年一月一日
 - 特定住宅地造成事業等に係る一、五〇〇万円特別控除の適用対象の拡大 昭和三十二年四月一日
 - 個人の特定の事業用資産の買い換え等の特例 昭和三十二年四月一日
 - 特定の資産の買い換え等の場合の課税の特例 昭和三十二年四月一日
 - (4) 法人税率の特例制度等の廃止 昭和三十二年四月一日
 - (5) 登録免許税の特例 昭和三十二年四月一日
 - 10 売上税法 昭和三十二年九月一日(実施は昭和三十二年一月一日)
- Ⅲ 砂糖消費税法等の廃止等

1 砂糖消費税法、物品税法、トランプ類税法、入場税法及び通行税法は、昭和三十二年一月一日に廃止する。

2 砂糖消費税法等の廃止に伴う経過措置を定める。

Ⅳ 経常措置

1 所得税法の一部改正に伴う経過措置

(1) 所得税負担の軽減・合理化

①税率構造の六十二年分の経過措置(本文第九表)

②配偶者特別控除の六十二年分の控除額は一一万二、五〇〇円とする。

(2) 改正後の利子課税等の制度は昭和三十二年一月一日以後の期間に対応する利子等の部分につき適用する。同日を含む利子等の計算期間に係る利子等については、期間按分の方法により課税額を算出する。

2 法人税法の一部改正に伴う経過措置

(1) 法人税率に関する経過措置

①昭和三十二年四月一日から昭和三十四年三月三十一日までの間に終了する事業年度については、それぞれ次の税率によることとする(本文第一七表)

②法人税率の経過措置に応じ、法人の清算所得に対する法人税率についても所要の経過措置を講ずる。

(2) 受取配当等の益金不算入制度の改正は、昭和三十二年四月一日以後に受けた配当等について適用することとし、特定株式等以外の株式等に係る受取配当等の益金不算入割合(八〇%)を昭和三十二年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの間に終

了する事業年度の所得に対する法人税及び当該期間の解散による清算所得に対する法人税については九五%とし、昭和六三年四月一日から昭和六四年三月三十一日までの間に終了する事業年度の所得に対する法人税及び当該期間の解散による清算所得に対する法人税については九〇%とする経過措置を講ずる。

(3) 賞与引当金の廃止に伴い、改正前の規正前の規定による繰入限度額に対して、昭和六二年四月一日から昭和六三年三月三十一日までの間に終する事業年度についてはその四分の三、昭和六三年四月一日から昭和六四年三月三十一日までの間に終する事業年度についてはその二分の一、昭和六四年四月一日から昭和六五年三月三十一日までの間に終する事業年度についてはその四分の一の繰り入れを認める経過措置を講ずる。

(4) 外国税額控除に関し、昭和六二年四月一日前に開始した各事業年度の控除限度額の未使用額及び外国税額の控除限度超過額については、五年間の繰り越しを認める。

(5) その他所要の経過措置を講ずる。

3 酒税法の一部改正に伴う経過措置

(1) ウイスキー類から除外されるウイスキー類二級について、昭和六三年一月一日から二年間は、なおウイスキー類二級とし、その税率は改正後のスピリッツと同水準の税率を適用する。

(2) 酒類引取者が、昭和六三年一月一日前に輸入した酒類を昭和六二年一月中旬に特定の場合に移入し、昭和六三年一月一日以後一月以内に移出した場合には、酒税法の規定を適用した改正に伴う酒類の減税相当額を還付する。

(3) その他所要の経過措置を講ずる。

4 たばこ消費税法の一部改正に伴う経過措置

たばこの卸売販売業者等が、昭和六三年一月一日に輸入したたばこを昭和六二年一月中旬に特定の場合に移入し、昭和六三年一月一日以後一月以内に移出した場合には、たばこ消費税法の規定を適用した改正に伴うたばこ消費税の減税相当額を還付するほか、所要の経過措置を講ずる。

5 有価証券取引税法の一部改正に伴う経過措置

転換社債券等に係る税率の引き上げは、昭和六二年四月一日以後にする譲渡から適用し、株券及び地方債証券等に係る税率の引き下げは昭和六三年一月一日以後にする譲渡から適用する。

6 国税通則法の一部改正に伴う経過措置

各種加算税の引き上げは、昭和六二年四月一日以後に法定申告期限が到来する国税について適用する。

7 租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置

(1) 利子課税等の改正

①改正後の利子所得の源泉分離課税等の特例は昭和六二年一月一日以後の期間に対応する利子等の部分につき適用する。同日を含む利子等の計算期間に係る利子等については、期間按分の方法により課税額を算出する。

②勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の課税の特例及び勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の課税の特例は、勤労者財産形成促進法の一部改正法の施行の日以後と預入等をする財産形成住宅貯蓄又は財産形成年金貯蓄について適用する。

(2) 土地税制の改正

①長期譲渡所得の課税の特例、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の課税の特例及び特定市街化区域農地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の税率の改正は、昭和六三年一月一日以後に行う土地等の譲渡に係る所得税について適用する。

②特定の資産の買い換え等の場合の課税の特例の改正は、昭和六二年四月一日以後に行う資産の譲渡について適用する。

8 売上税法の施行に伴う経過措置

(1) 売上税法は、昭和六三年一月一日以後行われる課税資産の譲渡等及び保税地域から引き取られる課税貨物に対する売上税について適用する。

(2) 昭和六三年一月一日から和昭六三年二月三十一日までの間に電気通信事業者が提供する電話役務については売上税を課さない。

(3) 昭和六三年一月一日から和昭六五年二月三十一日までの間に譲渡され又は保税地域から引き取られる乗用自動車(軽自動車を除く)に対する売上税の税率は一一%とする。

(4) 税額票発行事業者が和昭六三年一月一日に酒類等の製造場又は保税地域以外の場所で販売の目的で所有する酒類、たばこ、一定の物品税課税物品又はトランプ類について、売上税の税額控除につき所要の調整措置を講ずる。

(5) その他所要の経過措置を講ずる。

V 所得税法等改正法及び売上税法の施行に伴う関係法律

の整備

所得税法等改正法及び売上税法の施行に伴い、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律等について、所要の規定の整備を行う。

Ⅱ 一九八七年度予算案組み替え要求(社会党、八七・四二) 国会で審議中の政府予算案は、日米関係の緊迫化をはじめ深刻の度を深める内外の経済・社会情勢にまったく即応しておらず、わが党が「増税・軍拡・円高不況傍観予算」と想定したように、まさに『欠陥予算』そのものである。とりわけ政府予算案は転換点に立つ日本経済の位置についての時代認識が欠落し、わが国の中・長期的な社会経済改革を展望することはまったく不可能である。

政府予算案は、短期的にみても異常な円高とそれに起因する不況局面に何らの有効性も発揮しえないことが明白である。一昨年九月の「G5」に始まる急激な円高は、いまや一四〇円台に突入し、なお円先高傾向にあり、日本経済は『剣が嶺』に立たされている。この結果、輸出関連産業を中心に経済不況が広がり、失業者は一八六万人(二・九%)に達し、地域経済は崩壊寸前にある。

こうした内外状況は当初から十分に予測されたことであり、わが党は昨年末の党首会談などにおいて再三要求してきたところである。厳しい内外情勢に対応するためには発想を抜本的に

改め、経済・財政政策を積極拡大型に大転換することが不可欠である。にもかかわらず政府予算案は「財政再建路線」に固執し、縮小均衡型に終わっている。

とくに日本の内需拡大は、国内における円高不況、景気対策という緊急性においても、また貿易不均衡の是正という国際公約においても、最優先させるべき政策基調である。しかるに政府は五年連続のマイナス・シーリングを基礎に三二年ぶりの緊縮予算案を提出し、加えて売上税をはじめ内需拡大に逆行する大衆税を強行するなど、発想がまったく逆転している。この結果、政府の経済見通しであるGNP実質三・五％成長はあらゆる面で不可能視されているのである。

こうした情勢下で、中曽根首相をはじめ政府・自民党首脳は政府予算案に目途がつく以前において、内需拡大のための総合経済対策や大型補正予算の編成に言及している。これは明らかに矛盾撞着であり、審議中の政府予算案が『欠陥予算』であることの何よりの証明にはかならない。

したがって、わが党は以下の基本方針具体的方針に即して一九八七年度政府予算案の抜本的な組み替えを要求していく。

【基本方針】

(1) 政府予算の抜本的組み替え、財政政策の大転換

来年度政府案は、未曾有の経済不況をまったく無視しており、一ドル一六三円、実質GNP成長率三・五％という予算編成の基盤は完全に崩壊している。売上税の撤回はもちろんのこと、わが党の主張する長期的な社会的成長の展望に立ち、来年度実

質四・五％のGNP成長率を実現するため、円高不況克服・内需拡大の積極予算にするよう抜本的な予算案の組み替えを行なう。当面する経済状況に効果的に対応するためには、財政政策の弾力化が不可欠であり、財政再建の目標を五年程度延期することも必要である。

(2) 大幅減税先行、増税撤回

厳しい経済情勢下で、最終消費支出増による内需拡大をはかるため、まず大幅減税を先行する。

中曽根首相は、今回の税制改革にあたり、「大型間接税の導入は行なわない」「中堅サラリーマンの負担軽減」などと公約してきたが、売上税は大型間接税であり、また、法人税減税を大衆増税で賄うため大方の勤労者にとって税負担は増大する。

公約に違反し内需拡大に反する税制改革を阻止する売上税の導入、マル優など非課税貯蓄制度の廃止を絶対に許さず、不公平税制の是正を徹底的に推進する。その中で、来年度政府案（約一・七兆円）を大幅に上回る減税（約一・七兆円）を実施する。

(3) 衛衛費の凍結・軍縮・平和の推進

政府予算案では、防衛費は対前年度当初予算比五・二％増と優遇され、政府自らが定めた防衛費の対GNP比一％枠を〇・〇〇四％、一三四億円突破している。これは軍事大国化への道を開くものである。わが党は、防衛費を少なくとも前年度並みに凍結し、一％枠を厳守するとともに、将来にわたって段階的に削減していく計画を策定する。また、ODAを援助相手国の自立化に資するものとなるよう海外援助機構・制度も含めて内容

を検討し、増額する。

(4) 内需拡大と不況・雇用対策の積極的推進
 賃金の引き上げはもちろんのこと、所得減税や福祉、教育対策の拡充により消費の拡大をはかるとともに、公共事業の大幅

拡大によって内需拡大を推進する。また、円高の影響をまともに蒙っている中小企業や、地域の経済に深刻な打撃を与えている石炭産業などに対し、積極的な対策を講じる。さらに雇用対策としては、わが党が提唱している政府の「三〇万人雇用開発

【予算組み替え要求による歳入歳出増減表】

《註》 (1) 表中歳入の1~3項のカッコ内の数字は、政府予算案からの増減ではなく、社会党の税制改革案の実数である。

(2) 単位：億円、△は減を表す

《歳 入》		《歳 出》	
1	不公平税制の是正による税収増	1	防衛関係費の凍結
	二〇、七七〇		△一、七三九
2	所得税減税等	2	円高不況・雇用対策の強力な推進
	【三二、三六〇】		二、一九八
	△六、〇〇〇	3	社会保障の充実
	【二七、〇〇〇】		三三一
	△一一、七〇〇	4	教育文化対策
3	売上税、利子課税等の撤回		一九六
	【〇】	5	みどり・林業・環境対策
			一、五五二
4	当初予算を上回るNTT株の売却収入国債整理基金に繰り入れず、一般会計に回す	6	公共投資の拡大
	一八、六七三		三五、〇〇〇
5	建設国債の増発	7	地方交通線の維持等
	三五、〇〇〇		一、四六七
		8	補助金カットの撤回・地方単独事業の拡大
			一八、七三〇
		9	ODAの増額
			一七六
		10	売上税計上分の歳出削減
			△八六七
		11	不要不急経費の削減
			△一、五八六
		12	公務員給与改善費
			八五五
		13	国債費
			四三〇
計	五六、七四三	計	五六、七四三

プログラム」に上乗せした「五〇万人雇用創出プログラム」を強力に推進する。

(5) 公共事業の大幅拡充と地域経済の振興

地域経済の停滞に対し、積極的な公財政支出を行ない、地域経済の振興を図るとともに、二一世紀に向けて計画的・積極的な社会資本整備を推進する。このため、国庫補助負担率削減カットを中止するとともに、下水道普及率の都市部一〇〇%達成に向けた「下水道整備七カ年計画」の策定及び都市再開発による住宅の整備推進を図り、地方単独事業についても拡充を図る。

【具体的方針】

※数字は、政府予算案からの増減を示す。

(単位：億円、▽は減を表す)

(1) われわれの税制改革による増減税

政府・自民党の税制改悪を撤回させ、不公平税制の是正などによって財源を確保し、大幅減税を実施する。

① 売上税、利子所得に対する一律分離課税の撤回など
公的違反の売上税の導入、マル優の廃止等を止めさせる。

(△二一、七〇〇)

② 大幅所得税減税などの実施

政府案を大幅に上回る減税を実施する。(△二七、〇〇〇)

③ 不公平税制の是正

現行不公平税制を徹底的に是正し、公平・公正な税負担を実現する。(二二、三六〇)

*なお、地方税についても約七〇〇億円の減税実施と不公

平税制是正のための地方税改正を行なう。

(2) 防衛関係費の凍結、軍縮、平和の推進

① 防衛関係費の対GNP比1%枠の突破は、歯止めなき軍拡への第一歩である。よって、防衛関係費を前年度並みに凍結し、防衛費の対GNP比1%枠を厳守する。また、「思いやり予算」の増額は行なわない。(△一、七三九)

② 世界の平和と繁栄のため、ODAを前年度比7%増にする。(一七六)

(3) 円高不況・雇用対策の強力な推進

① 雇用対策の強化

雇用対策法の強化(大量雇用変動の届出制度の強化など)による一定の解雇制限の実施を前提に、政府の「三〇万人雇用創出プログラム」に上乗せし「五〇万人雇用創出プログラム」を実施する。(一、九一三)

② 不況産業・地域、中小企業対策

特定地域中小企業振興対策補助金や産業基盤整備に対する利子補給金、石炭政策関係費などを増額する。(二八五)

(4) 社会保障の充実

国民健康保険制度の抜本改善による地域保健医療システムの整備、老齢福祉年金の給付水準の引き上げをはかるとともに、在宅福祉対策など地域での福祉を充実する。(三三二)

(5) 教育・文化の充実

① 「初任者研修費」など国民的合意を欠いた臨教審答申の予算化や、教職員の主任手当を削減する。(△四四)

②私学助成の充実、国立学校授業料などの据え置き、四〇人学級の早期実現などをはから。(一一〇)

③入場税の撤廃、地域文化の振興のため文化予算を増額する。(三〇〇)

(6) みどり・林業、環境対策の強化

①農林漁業の基盤整備を実施するとともに、国有林野事業への補助を拡充するなど、みどり・林業対策を強化する。(一、四二二)

②公害健康被害者補償制度等の堅持・充実、自然環境保全対策等を推進する。

(7) 公共投資の増額

円高不況の緊急事態に対処するため、一般会計の公共事業を増額し不況地域に重点的に配分する。事業の内容は、国民生活基盤を整備するため下水道(都市部普及率一〇〇%達成のため)、「下水道整備七カ年計画」の策定とその初年度予算の計上、公的住宅、福祉型都市建設、治山・治水、農業基盤整備、防災などとす。また、地域の福祉、教育環境改善のため老人福祉施設、公立文教施設などの建設を進める。なお財源は建設国債の増発によって確保する。(三三五、〇〇〇)

(8) ローカル線維持など交通対策の推進

国鉄清算事業団に対する補助(北海道、四国、九州各新会社に対する経営安定基金、地方交通線の維持対策を含む)、地方バス運行確保、特定船舶製造業安定協会に対する船舶解撤促進事業補助、船員雇用対策事業費等を増額する。(一、四六七)

(9) 地方財政対策の強化

地方交付税の総額確保等財政調整制度の充実、国庫補助負担率引き下げの中止と地方単独事業等の充実、地域産業振興をはかる。国庫補助負担率引き下げについては、中止することとし、かつ福祉・文教・公共事業の拡大をはかるため、交付税への特例加算、地方税改正増収額等については、減税財源と地方財政需要増額にあてる。(一八、七三〇)

(10) 公務員給与改善費の計上

人事院勧告の完全実施をはかるため、公務員給与改善費の一%を当初予算に計上する。なお地方においても同様に措置する。(八五五)

《付 記》

①この予算組み替えにより、予算規模は前年度当初比五兆六八六七億円、一〇・五%増え、五九兆七七五三億円となる。

②減税は、表示のほか個人住民税六六〇〇億円(政府案二二四億円)の減税を実施するが、この財源補填は、国税増収(所得税・法人税)による交付税の増額、国税改正による地方税へのはね返り、地方税における国税改正に見合う不公平税制是正(少額貯蓄を除く利子への地方税課税等)等によって確保する。

③NTT株の売却収入は、政府予算案では一兆八六七三億円(国債整理基金特別会計に計上されているが、これは一株一一九万七〇〇〇円として計算したもので、この倍額で売却できると仮定し、国債整理基金に計上されている額を上回る分を一般会計に繰り入れることとする。

表1 所得税の税率改正案 (単位万円・%)

適用課税所得	現行税率	給与年収(現行)	政府案の税率	修正案の税率	給与年収(改正後)
~50	10.5	~315	10.5	10.5	~435
~120		~413			
~150	14	~521	12	12	~490
~160			14		~542
~200	17	~64416.....	~662
~300				
~400	21	~757			
~500	25	~985	20	25	~889
~600			25		~1003
~800	30	~1196	30	30	~1202
~1000	35	~1407	35	35	~1412
~1200	40	~1617	40	40	~1623
~1500	45	~1933	45	45	~1938
~2000	50	~2459			
~3000	55	~3512	50		~3517
~5000	60	~5617	55		~5623
5000~			60		5623~
~8000	65	~8775			
8000~	70	8775~			

(注) 「給与年収」は各税率の適用課税所得を夫婦子供2人のサラリーマン標準世帯の年収に換算した概算金額(改正後の値は62年度の場合)。

第百九臨時国会(一九八七・九・一九)において、マル優廃止とひきかえに、所得税減税の一定額の上積み修正が行なわれた。それによる税率構造ならびに減税額は表1・2のとおりである。なお、法人税改正は売上税法案とともに先送りとなった。

表2 所得税・住民税の減税額と政府案への上積み額

一夫婦子供2人のサラリーマン標準世帯一
(単位万円, カッコ内は現行税額に対する軽減率%)

年収	現行税額87年度.....	
		減税額	上積み
300	7.813	1.707(21.8)	0
400	21.575	2.614(12.1)	0
500	36.405	4.720(12.0)	0.595
600	61.445	6.315(10.3)	1.250
700	89.020	7.845(8.8)	1.250
800	120.440	10.225(8.5)	1.250
900	153.880	14.162(9.2)	1.250
1000	188.710	14.837(7.9)	1.250
1200	272.485	11.775(4.3)	1.250
1500	418.225	12.100(2.9)	1.250
2000	700.825	12.600(1.8)	1.250
3000	1350.415	38.275(2.8)	1.250